



Bangladesh 投資環境

2021年3月

みずほ銀行

国際戦略情報部

【目次】

I. 基礎情報

【I-1】アジア主要国経済指標	P.3
【I-2】基礎データ・概況	P.4
【I-3】経済構造	P.5
【I-4】社会・経済の特徴	P.8
【I-5】経済情勢	P.9
【I-6】政治情勢	P.13
【I-7】直接投資動向	P.14
【I-8】投資先としてのポテンシャル	P.18

II. 投資関連情報

【II-1】労働関連情報	P.20
【II-2】主要工業団地・経済特区	P.21
【II-3】税務関連情報	P.23
【II-4】物流関連情報	P.25
【II-5】金融関連情報	P.26

III. 拠点設立

【III-1】進出形態	P.28
【III-2】拠点設立フロー	P.29
【III-3】撤退	P.30

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【IV-1】外資規制	P.32
【IV-2】投資誘致制度	P.34
【IV-3】会社法	P.37
【IV-4】為替管理制度	P.43
【IV-5】貿易制度	P.45
【IV-6】資金調達	P.47
【IV-7】不動産関連規制	P.48

I . 基礎情報

II . 投資関連情報

III . 拠点設立

IV . 各種規制・恩典・参考情報

【 I - 1】アジア主要国経済指標

国・地域名	バングラデシュ	ミャンマー	ベトナム	パキスタン	カンボジア	インド
人口 (百万人)	166.6	52.8	96.5	204.7	16.5	1,367.6
名目GDP (億米ドル)	3,025	686	3,295	2,761	267	28,689
実質GDP成長率 (前年比)	8.2	6.5	7.0	1.9	7.0	4.2
一人あたりGDP (米ドル)	1,816	1,299	3,416	1,349	1,620	2,098
2020年GDP成長率見込み	3.8	2.0	1.6	-0.4	-2.8	-10.3
信用格付(S&P) as of Oct 2020	BB-	n.a.	BB	n.a.	n.a.	BBB-
国・地域名	スリランカ	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	中国
人口 (百万人)	21.8	266.9	69.6	32.6	107.3	1,400.1
名目GDP (億米ドル)	840	11,201	5,436	3,647	3,768	147,318
実質GDP成長率 (前年比)	2.3	5.0	2.4	4.3	6.0	6.1
一人あたりGDP (米ドル)	3,852	4,197	7,807	11,193	3,512	10,522
2020年GDP成長率見込み	-4.6	-1.5	-7.1	-6.0	-8.3	1.9
信用格付(S&P) as of Oct 2020	B-	BBB	BBB+	A-	BBB+	A+

(注) 1. 数値は2019年ベース、斜体箇所はIMF推定値

2. S&P格付定義 A : 当該金融債務を履行する債務者の能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい

BBB: 当該金融債務履行のための財務内容は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高い

BB : 他の「投機的」格付けに比べて当該債務が不履行になる蓋然性は低い、債務者は高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては当該金融債務を履行する能力が不十分となる可能性がある

(出所) IMF “World Economic Outlook Database”、Bloombergより みずほ総合研究所作成

【 I -2】基礎データ・概況



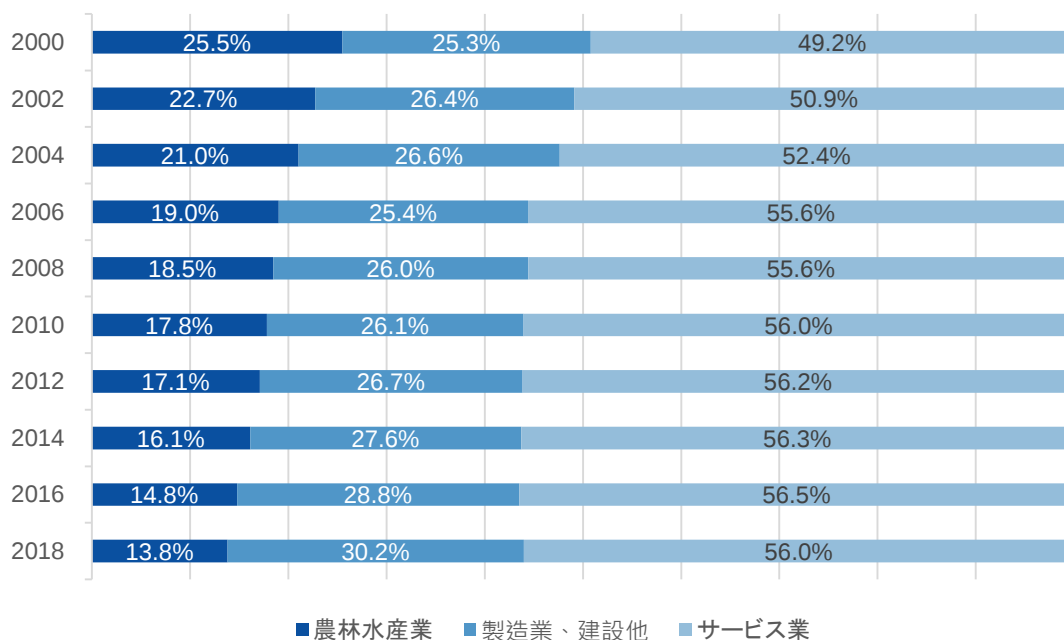
- 【人口】 1億6,660万人（2019年度、IMF）
- 【面積】 約14.7万Km²（日本の約4割、低地が国土の90%を占める）
- 【首都】 ダッカ 人口：約2,028万人
- 【言語】 ベンガル語（国語、公用語）、成人識字率72.9%
- 【民族】 ベンガル人約98%
- 【宗教】 イスラム教 約90%、その他 約10%
- 【通貨】 タカ（1米ドル＝84.31タカ、1日本円＝0.81タカ、2020年12月時点）
- 【政治】 共和制、国家元首：Md. アブドゥル・ハミド大統領
首相：シェイク・ハシナ（アワミ連盟党首）
議会：一院制（総議員数350人、任期5年）
- 【歴史】 1947年、パキスタンの一部（東パキスタン）としてインドから独立
1971年、バングラデシュとしてパキスタンから独立
- 【GDP】 名目：3,025億米ドル、一人あたり：1,816米ドル（2019年度IMF）
実質GDP成長率：＋8.2%（2019年度、IMF）
- 【主要産業】 衣料品、縫製品産業
- 【危険度】 ダッカ管区およびチッタゴン丘陵地帯（レベル2：継続）
上記を除くバングラデシュ全土（レベル1：引き下げ）
- 【その他】 後発開発途上国（Least Developed Countries）認定

（出所）外務省、JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

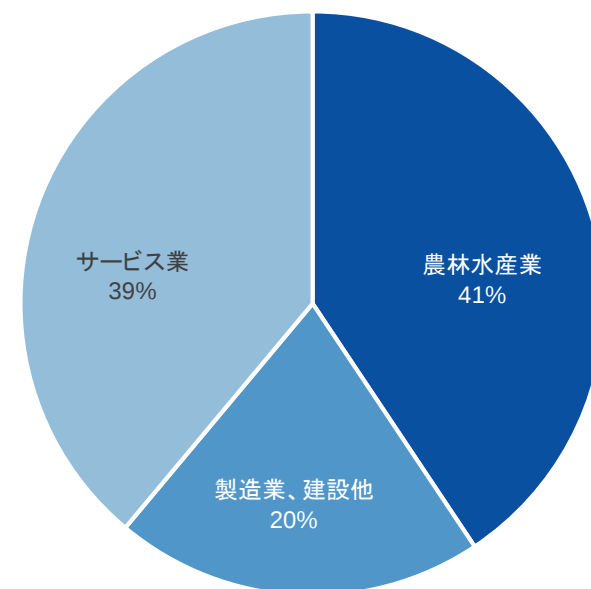
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)①～産業構造

- 農業はGDPの14%程度ながら、就業人口の約4割を占め、雇用の受け皿となっている
- 最大の農産物はコメ。しかし灌漑設備が普及しておらず、洪水やサイクロンなどの影響を受けやすい
- 既製服や、ニット製品関連の繊維産業等が輸出の9割を占める基幹産業。その他では、農業用の肥料製造や製薬分野などが発展
- GDPの半分を占めるサービス業は主に、卸・小売業や、国をあげて育成に取り組むICT産業

産業別GDP構成比



産業別就業人口割合(2017年)

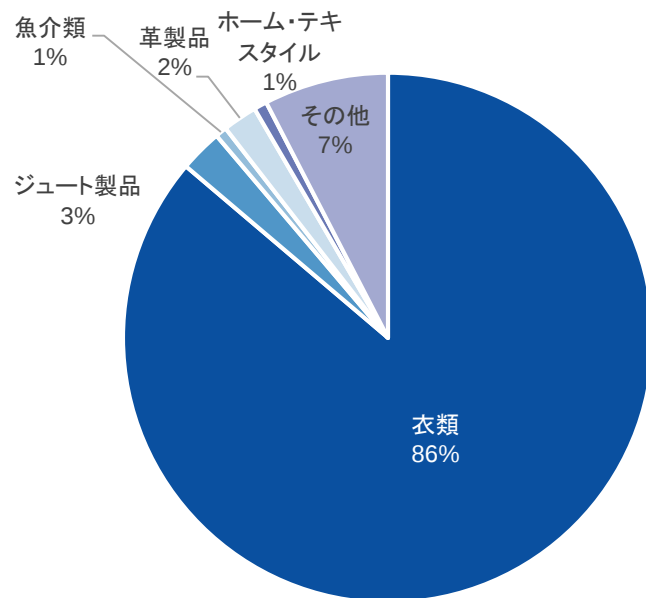


(出所) アジア開発銀行より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造

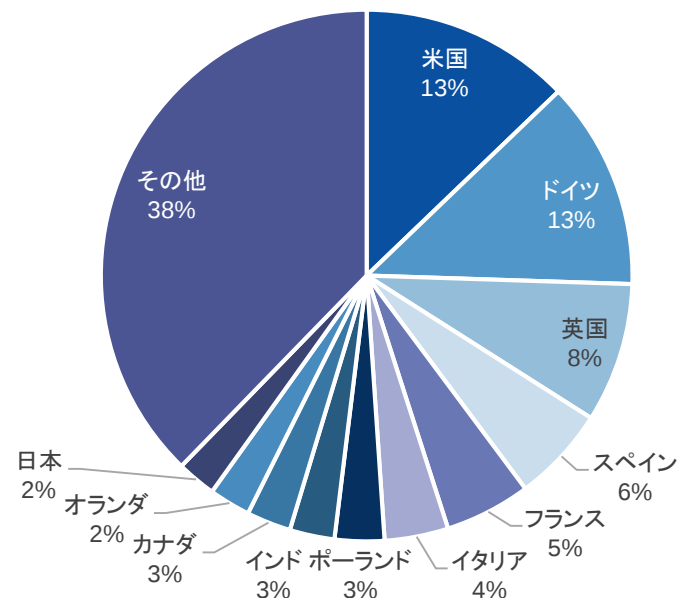
- 輸出品目の約9割が衣類関連(特に布帛、ニット)
- 輸出相手国は米国やドイツ、英国などの欧米諸国が約6割を占め、一般特惠関税制度(GSP)の適用による関税の減免が要因の一つとして考えられる

財別輸出内訳(2019年)



(出所)外務省より みずほ銀行国際戦略情報部作成

国・地域別輸出内訳(2019年)

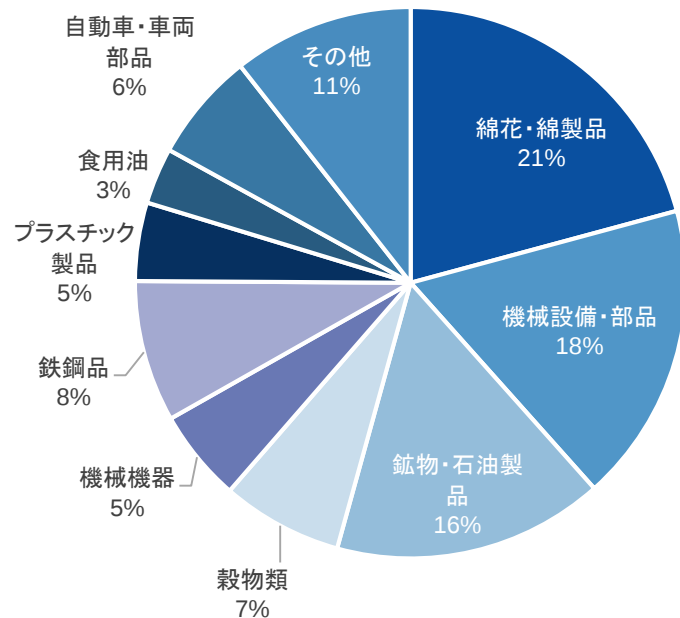


(出所)IMF "Direction of Trade Statistics"より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)③～輸入構造

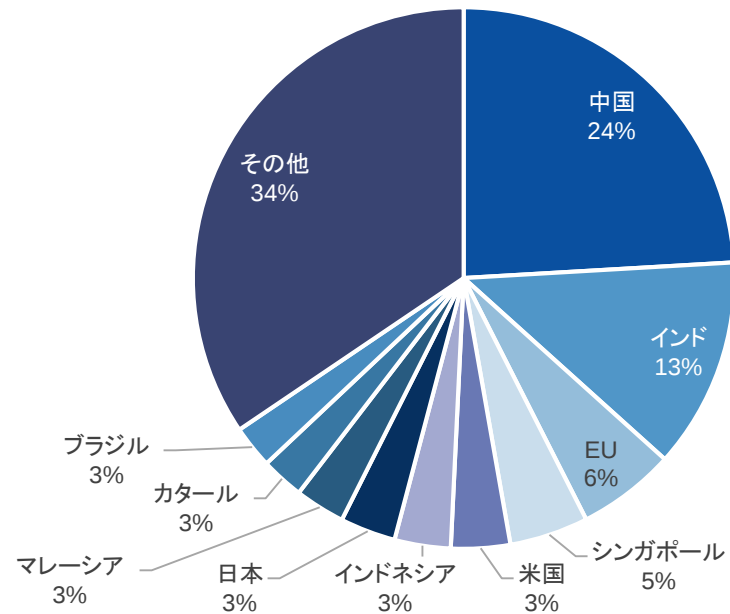
- 中国・インドなど、近隣のアジア諸国から衣料の素材や関連設備などの資本財を輸入し、バングラデシュで加工後、欧米諸国へ輸出する構造
- 設備投資やインフラ整備の需要拡大により、国内では生産が困難な機械機器や鉄鋼・金属、生活インフラに必要な石油製品の輸入が増加

財別輸入内訳(2019年)



(出所) 外務省より みずほ銀行国際戦略情報部作成

国・地域別輸出内訳(2019年)



(出所) IMF "Direction of Trade Statistics" より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 4】社会・経済の特徴

- 社会発展はバングラデシュの最重要政策課題であり、社会の底上げを通じて、2041年の先進国入りをめざす
- 2015年までの達成目標を定めたミレニアム開発目標(MDGs)で高い成果を国連が評価しており、新たに導入された持続可能な開発目標(SDGs)への本格的な取り組みに着手

経済

- BRICsに続くネクスト11の一つであり、チャイナ・プラスワンとして安価で豊富な労働力が注目
- 実質GDP成長率は過去10年5%以上で安定的に推移、2019年度は8.2%の高水準

政治

- 2016年7月、ダッカ市内のレストランで襲撃テロ事件が発生。その後、過激派組織を徹底的に掃討
- 2019年1月、ハシナ首相による新内閣が発足。ハシナ氏の首相就任は3期連続で通算4度目
- 2020年12月、ロヒンギャ難民をサイクロンで浸水するおそれがある無人島へ移送。ロヒンギャ問題に関する困難な出口戦略と、ホストコミュニティの支援強化が課題

外交

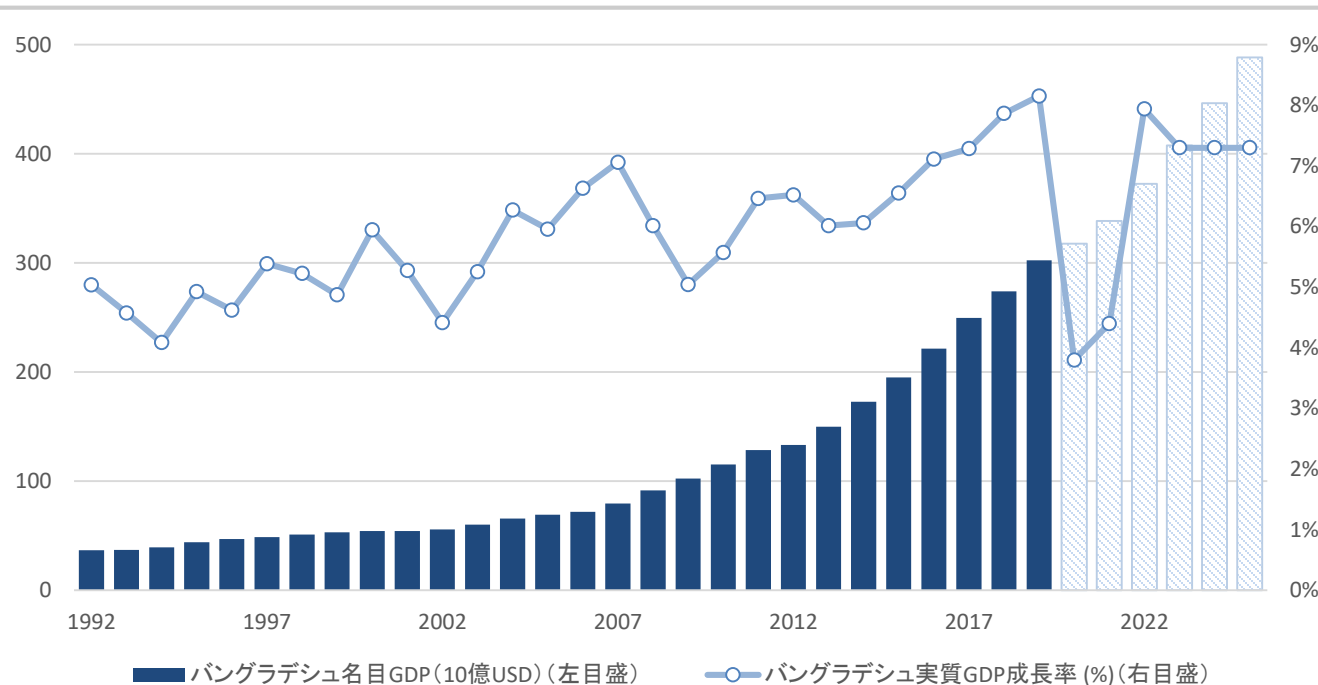
- バングラデシュ独立の際、先進国の中で日本が最初に独立を承認、親日的な国民性もあり友好な関係を継続。日本は最大のODA国であり、インフラの乏しい同国にとって有用なパートナーとして位置付け
- 2016年10月、習近平・中国国家主席が訪問し中国との関係が急速に強化。「一帯一路」に基づく発電所や鉄道・道路網のインフラ開発を中心とした経済協力を約束
- 2017年4月、ハシナ首相はインドを7年ぶりに公式訪問。インドのモディ首相は関係強化を目的とした、防衛関連協力や原子力エネルギーの平和的利用や軍備費5億米ドルを含む50億米ドルの追加援助を約束

(出所)外務省、各種報道等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 5】経済情勢①～中長期の成長推移

- 1990年代以降政府は、民間投資を促進する為の規制緩和や優遇措置、輸出産業の重点的育成といった経済構造改革を実施。実質GDP成長率は1990年代に平均4.8%、2000年からの10年間で平均5.8%と更に上昇
- 2003年以降の高い経済成長率は、繊維製品を中心とした輸出の増加、海外労働者送金の流入増加に伴う国内需要の拡大に起因
- 人口1億6千万人の旺盛な内需と堅調な衣料品輸出により、2019年は実質GDP成長率8.2%を記録するも、2020年はコロナ影響により大幅に下落する予測

名目GDPおよび実質GDP成長率推移



(出所) IMF "World Economic Outlook Database"より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 5】経済情勢②～中長期見通し

- 2020年GDP成長率はコロナ影響により大きく落ち込むものの、プラス水準は確保できる見通し
- 2022年以降、製造業の持ち直し等により、コロナ前の水準まで回復する見通し

アジア経済見通し総括表(長期)

(単位: %)

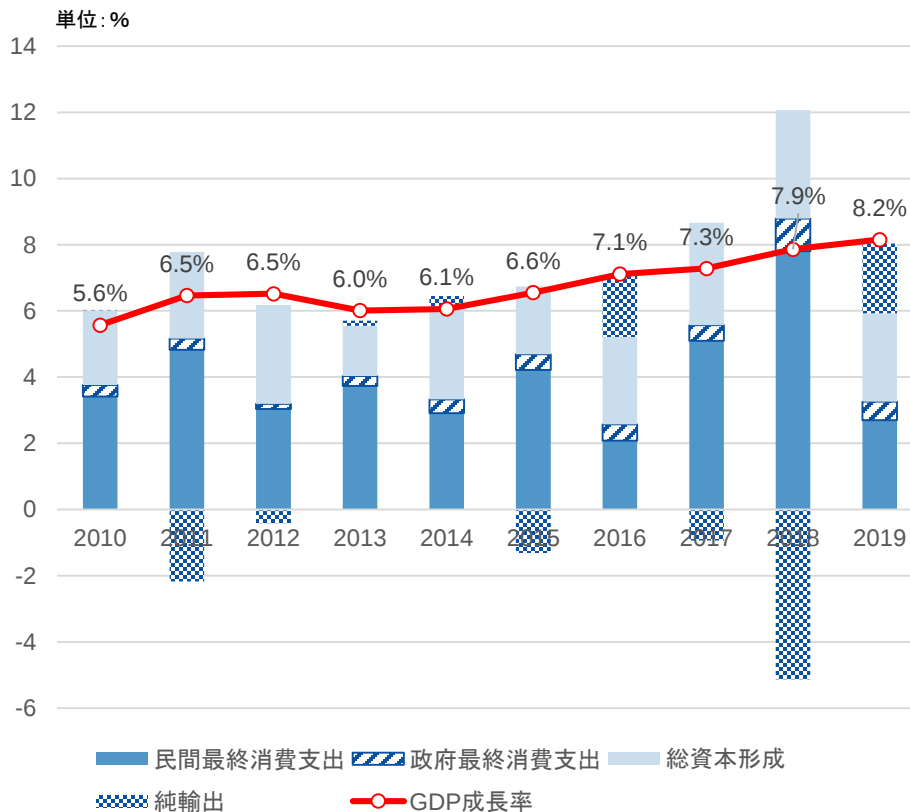
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
アジア	6.3	6.1	5.2	▲ 1.6	6.8	4.7	4.5	4.3	4.2
中国	6.9	6.7	6.1	1.9	7.1	5.0	4.9	4.7	4.6
NIEs	3.4	2.9	1.8	▲ 1.2	3.0	2.2	2.0	1.9	1.9
韓国	3.2	2.9	2.0	▲ 1.2	2.8	2.2	2.1	2.0	2.0
台湾	3.3	2.8	3.0	2.6	3.4	2.5	2.2	2.0	1.9
香港	3.8	2.8	▲ 1.2	▲ 6.1	2.4	1.4	1.0	0.9	0.8
シンガポール	4.3	3.4	0.7	▲ 6.3	3.3	2.2	2.2	2.0	2.0
ASEAN5	5.4	5.3	4.8	▲ 3.9	5.3	4.6	4.3	4.2	4.2
インドネシア	5.1	5.2	5.0	▲ 2.5	4.5	4.4	4.0	4.0	4.0
タイ	4.1	4.2	2.4	▲ 6.4	2.7	2.4	2.3	2.1	2.1
マレーシア	5.8	4.8	4.3	▲ 5.6	6.8	4.1	3.9	3.7	3.7
フィリピン	6.9	6.3	6.0	▲ 9.8	8.2	6.2	5.8	5.7	5.6
ベトナム	6.8	7.1	7.0	2.8	7.3	6.8	6.8	6.4	6.3
インド	6.6	6.8	4.9	▲ 8.8	8.8	4.9	4.6	4.2	4.3
バングラデシュ	7.3	7.9	8.2	3.8	4.4	7.9	7.3	7.3	7.3
スリランカ	3.6	3.3	2.3	▲ 4.6	5.3	5.0	4.6	4.7	4.8
パキスタン	5.2	5.5	1.9	▲ 0.4	1.0	4.0	4.5	5.0	5.0

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによるGDPシェア(購買力平価ベース)により計算(2020年12月時点)
 (出所) 各国統計、CEIC Data、IMFより みずほ総合研究所、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 5】経済情勢③～実質GDP成長率とタカ相場

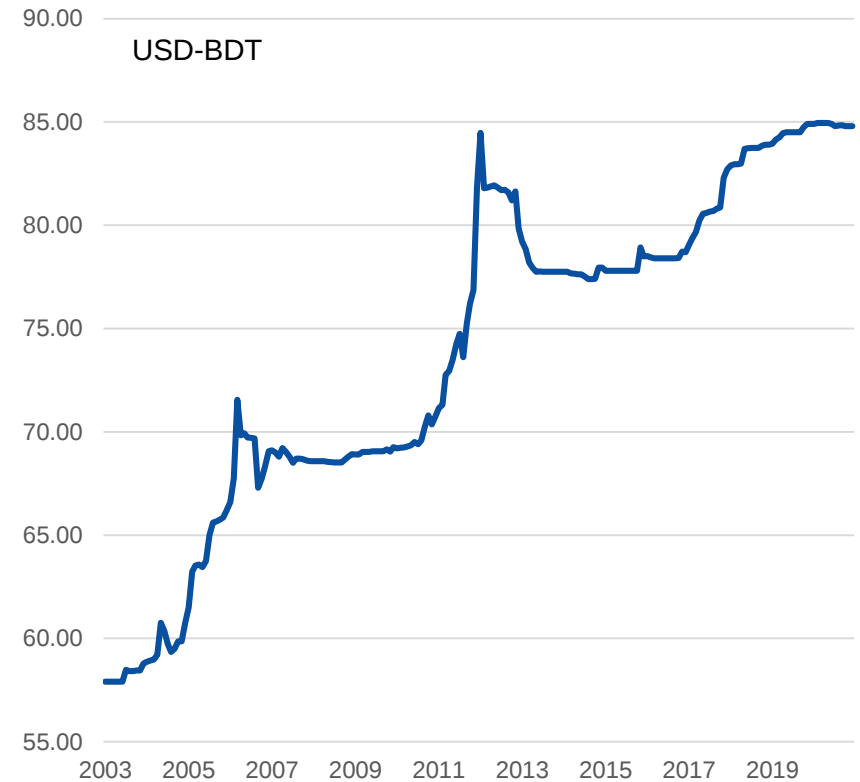
- 2019年は衣料品輸出の伸びや堅調な内需に支えられ、実質GDP成長率は過去最高となる8.2%を記録。2020年は、民間消費へのコロナ影響が限定的だったこともあり、プラスの水準を維持できる見通し
- 中銀は自国通貨タカの対米ドル相場の安定を企図した為替介入を実施、長期的にはタカ安の傾向が継続

実質GDP成長率(需要別)



(出所)国連 National Accounts より みずほ銀行国際戦略情報部作成

バングラデシュタカ相場(対米ドル)

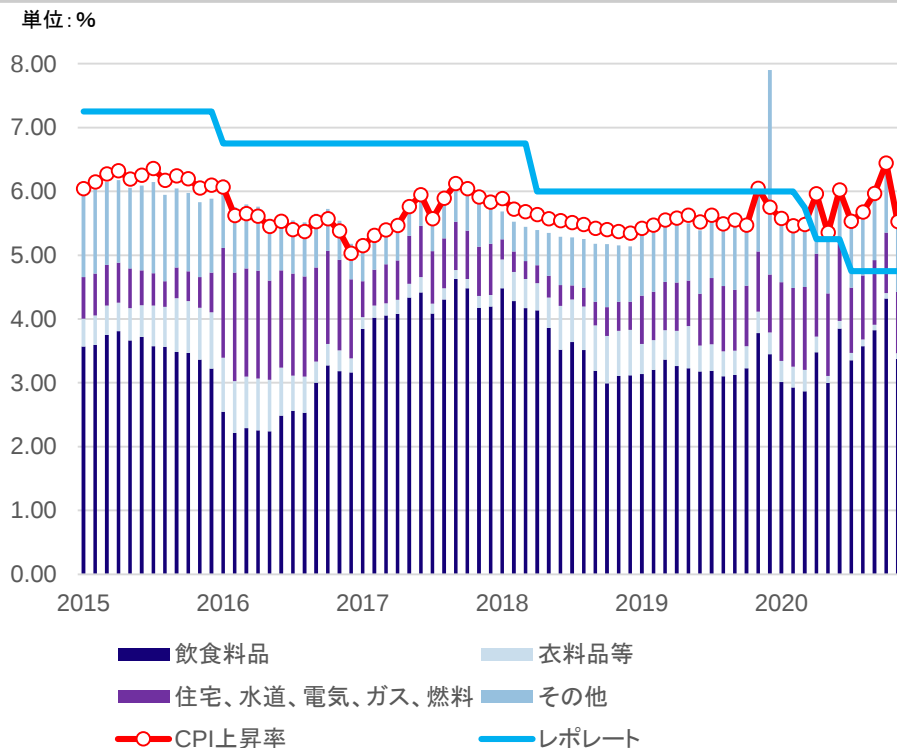


(出所)IMF "International Financial Statistics"より みずほ銀行国際戦略情報部作成

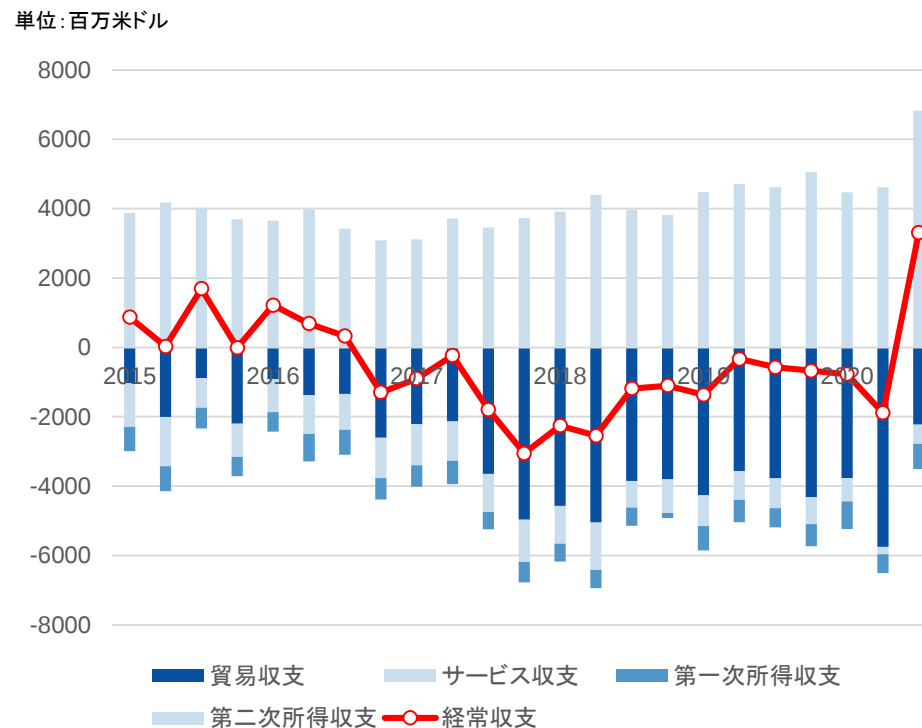
【 I - 5】経済情勢④～消費者物価指数と経常収支

- 2019年度の消費者物価指数上昇率は5.6%の水準。2020年はコロナや農作物の豊作、世界的な油価下落の影響を受けて下落
- 経常収支は、貿易赤字によるマイナスを郷里送金やODAなどにより補填する構造。2020年度(7月-11月)は郷里送金が大幅に増加、コロナ影響による貿易赤字の縮小が重なり経常黒字化

消費者物価指数(CPI)上昇率(品目別寄与度)



経常収支



(出所) IMF "International Financial Statistics"より みずほ銀行国際戦略情報部作成

(出所) IMF "BOP / IIP"より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 6】政治情勢

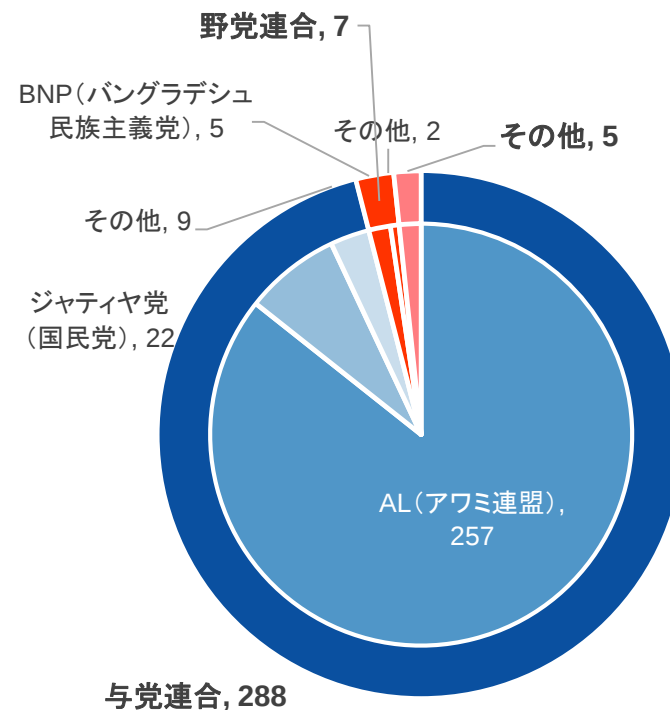
- 2018年12月に実施された総選挙は、与党のアワミ連盟(AL)がバングラデシュ民族主義党(BNP)に圧勝。与党連合で95%を超える議席を獲得、AL単体でも85%を獲得しており、実質的な一党独裁へ
- ALは「建国の父」と称されるシェイク・ムジブル・ラーマン(ムジブル)氏の流れをくみ、現在はムジブル氏の長女であるハシナ首相が党首。2009年に誕生したハシナ首相は、バングラデシュ史上初の3期連続で首相を務める

バングラデシュ国会の仕組み

一 院 制	・任期5年 ・定数350議席
	300議席：小選挙区制 50議席(女性留保議席)：比例代表制

(出所)外務省より みずほ銀行国際戦略情報部作成

2018年12月の総選挙結果



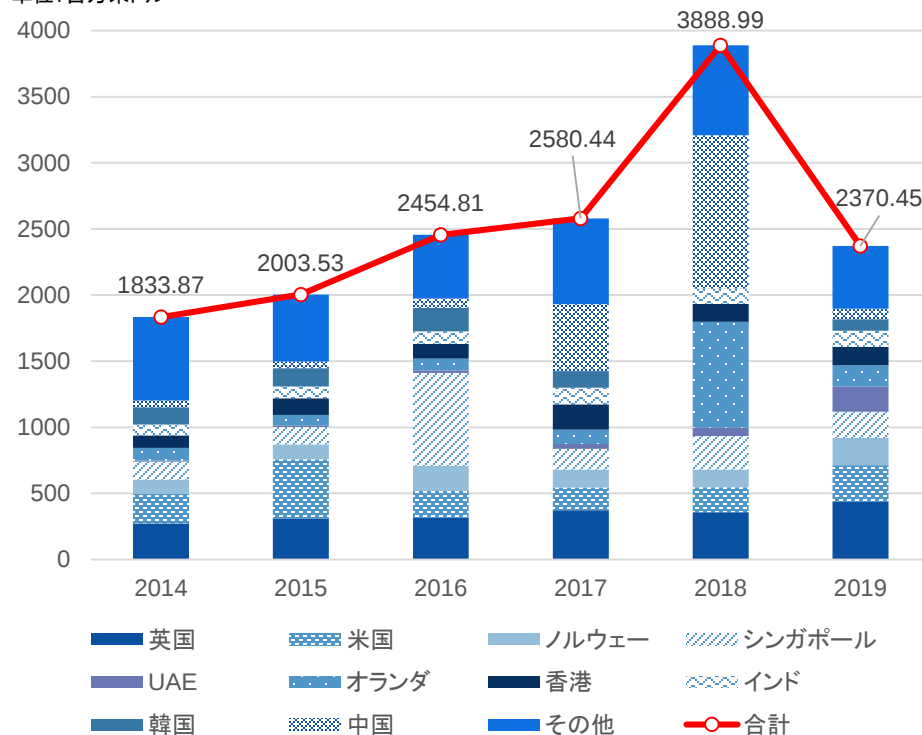
(出所)JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-7】直接投資動向①～世界からの投資

- 2018年は、約400億米ドルの経済協力を背景とした中国からの投資と、JTによるオランダの中間持株会社を経由した地場大手アキシグループのたばこ事業買収により投資が増加
- 2019年度(2019年7月～2020年6月)はコロナ影響もあり、2017年を若干下回る23億7千万米ドルにとどまる

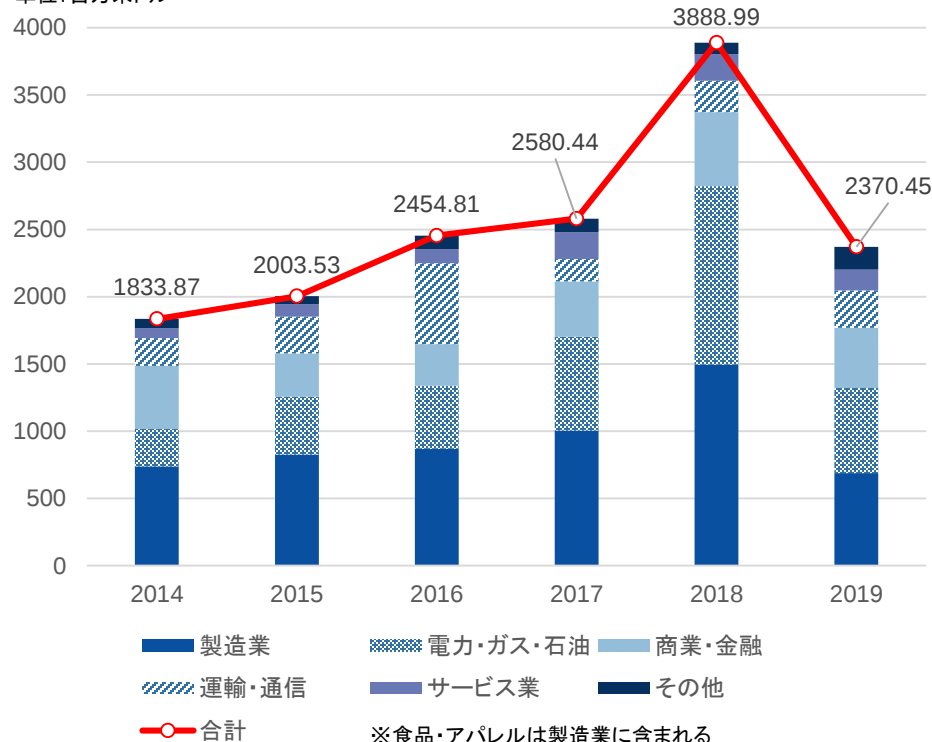
国・地域別推移

単位: 百万米ドル



業種別推移

単位: 百万米ドル



※食品・アパレルは製造業に含まれる

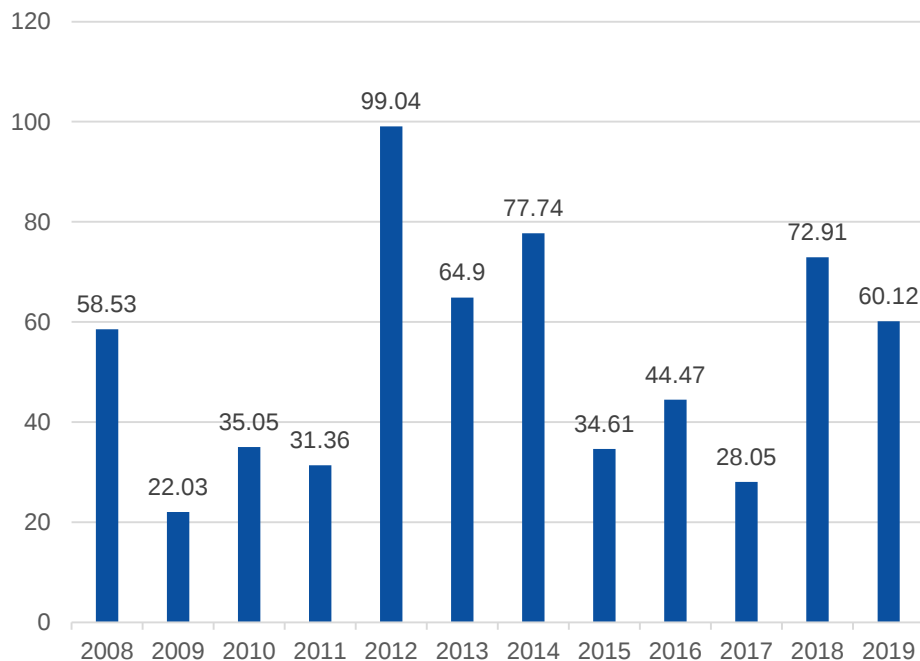
(出所) バングラデシュ中央銀行「Foreign Direct Investment and External Debt」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-7】直接投資動向②～日本からの投資

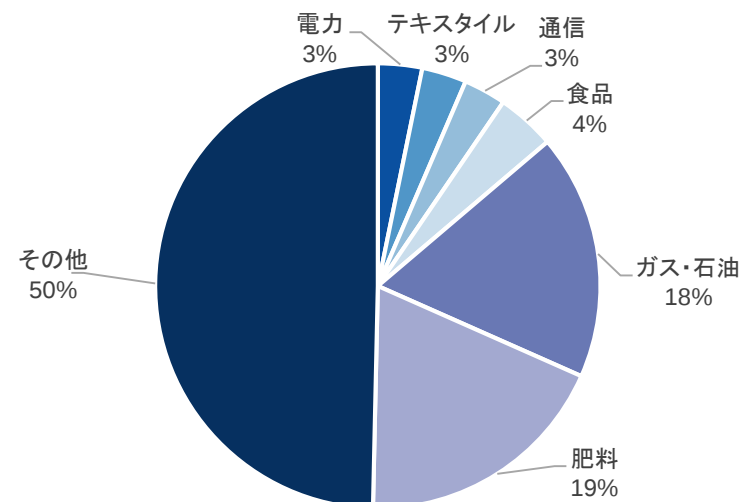
- 日本からの投資は大型案件の有無で変動が大きい状況が継続
- 近年は、農業生産性の向上を目的とした肥料製造プラント案件や、電力需要の高い伸びを期待した発電事業にかかる投資が増加

日本からの直接投資フローの推移

単位: 百万米ドル



日本からの対内投資額(業種別内訳、2019年)

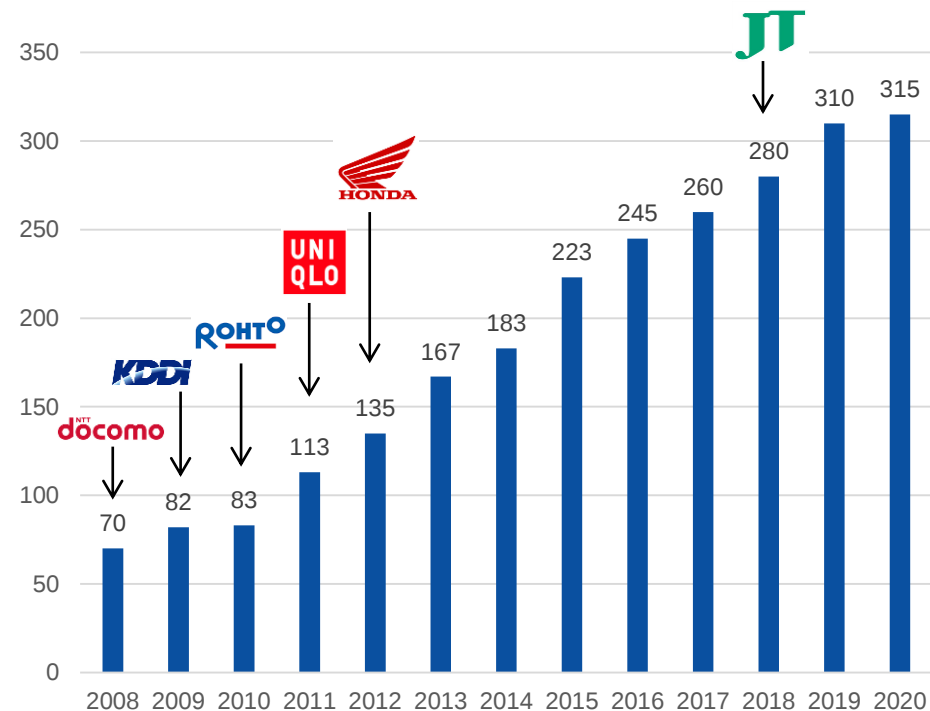


(出所) バングラデシュ中央銀行「Foreign Direct Investment and External Debt」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-7】直接投資動向③～日系企業の進出状況

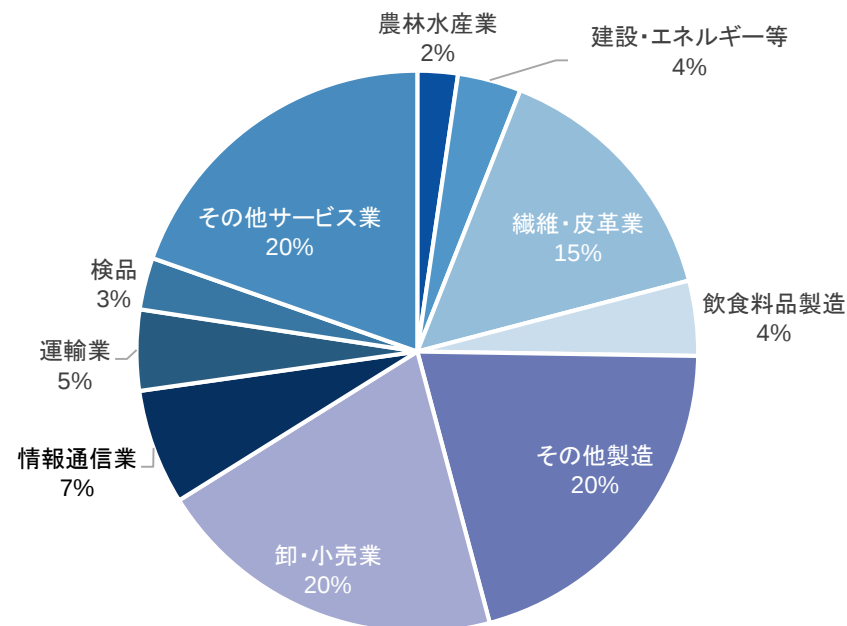
- 日系進出企業は2020年11月時点で315社（駐在員事務所含む）
- 2008年にNTTドコモ、2009年にはKDDIがバングラデシュへ進出。2011年には味の素が販社設立する等、アパレル製造以外でも食品加工やIT・通信など、進出企業の裾野が拡大
- 2018年、バングラデシュのたばこ市場シェア第2位アキジグループのたばこ事業を、JTが買収

日系企業進出件数



（出所）JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

業種別進出日系企業（2019年）



【I-7】直接投資動向④～日系企業の進出エリア

- 日系企業の約8割がダッカ(含むダッカEPZ*)へ進出
- 繊維関連の企業が多く、近年はバングラデシュ国内の内需に注目した食品・日用消費財や、円借款によるODAなどインフラ案件にかかる進出が増加

主な日系進出企業

〔繊維〕

小島衣料、東レ、丸久、マツオカコーポレーション、ユニクロ、YKK、ゲンゼ

〔その他製造業〕

味の素、ニプロ、ロート製薬、ホンダ、太平洋セメント、メタルワン、JT

〔商社〕

伊藤忠商事、住友商事、双日、帝人フロンティア、豊田通商、丸紅、三井物産、三菱商事、日鉄物産、蝶理

〔物流〕

川崎汽船、近鉄エクスプレス、鴻池運輸、日本通運、日本郵船

〔建設〕

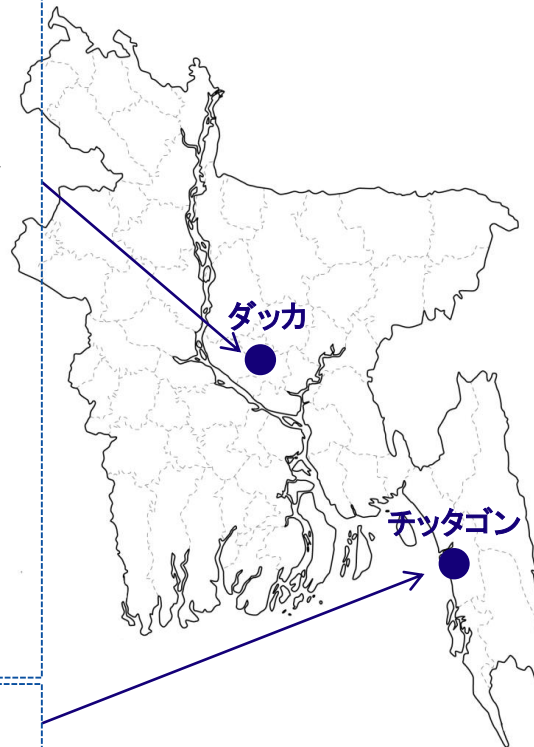
大林組、清水建設

〔検品〕

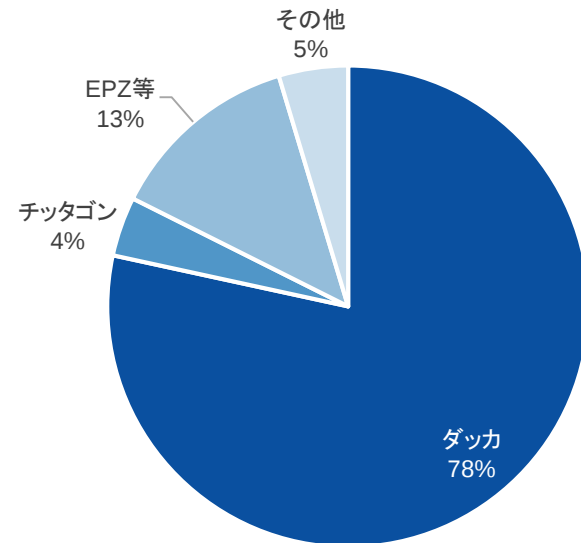
アサヒ・リンク、ケンツー、ジーエフ

〔その他製造業〕

CBC、ルナライト、マミヤオーピー、光波



日系企業進出拠点内訳(2019年)



(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

*輸出加工区(Export Processing Zone)

【I-8】投資先としてのポテンシャル

- 安価で豊富な労働力を狙い、縫製業を中心とした労働集約型産業の輸出拠点・委託生産拠点として注目
- 近年、2億人に迫る巨大市場を狙った内需向け産業の進出も目立つが、高関税など政策面の課題が残存
- 日本のODAに関与するインフラ関連企業の進出が足元増加

投資における魅力

国内市場	・ 豊富な人口(1億6千万人)と所得向上に伴う内需の拡大 ・ 日系を含む外資が未開拓の市場
人材	・ 安価で豊富な労働力 ・ 英語の通じる環境
外交関係	・ 親日的な国民感情
産業	・ 繊維産業の強固な基盤

投資における留意点(課題)

インフラ	・ インフラ未整備、交通渋滞
	・ 電力・水の供給が不安定 ・ 天然ガスの枯渇
	・ 主要EPZは既に入居困難 ・ 他EPZはアクセス改善が必要
社会・政治 その他	・ 政情不安、治安の悪化
	・ 熟練労働者の不足
	・ ガバナンス・コンプラの脆弱性

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

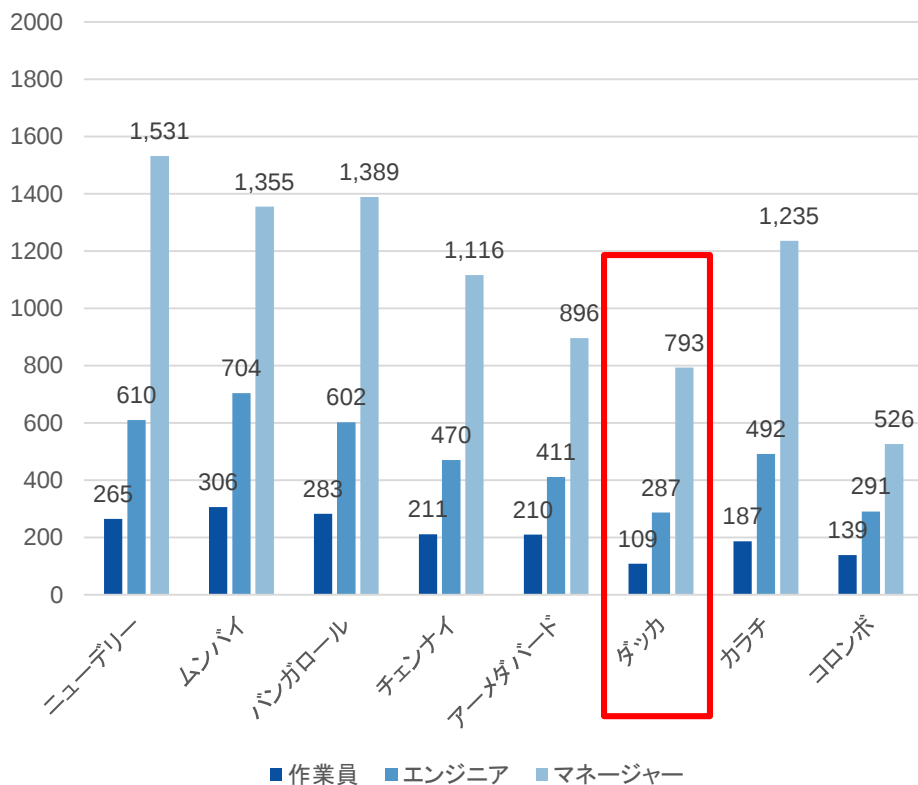
IV. 各種規制・恩典・参考情報

【Ⅱ－１】労働関連情報～労働コスト

- ダッカにおける製造業の作業員賃金は月間109米ドルとインドを大きく下回り、他の南アジア主要国と比べても低い。非製造業の賃金は、インドのチェンナイを若干下回る水準

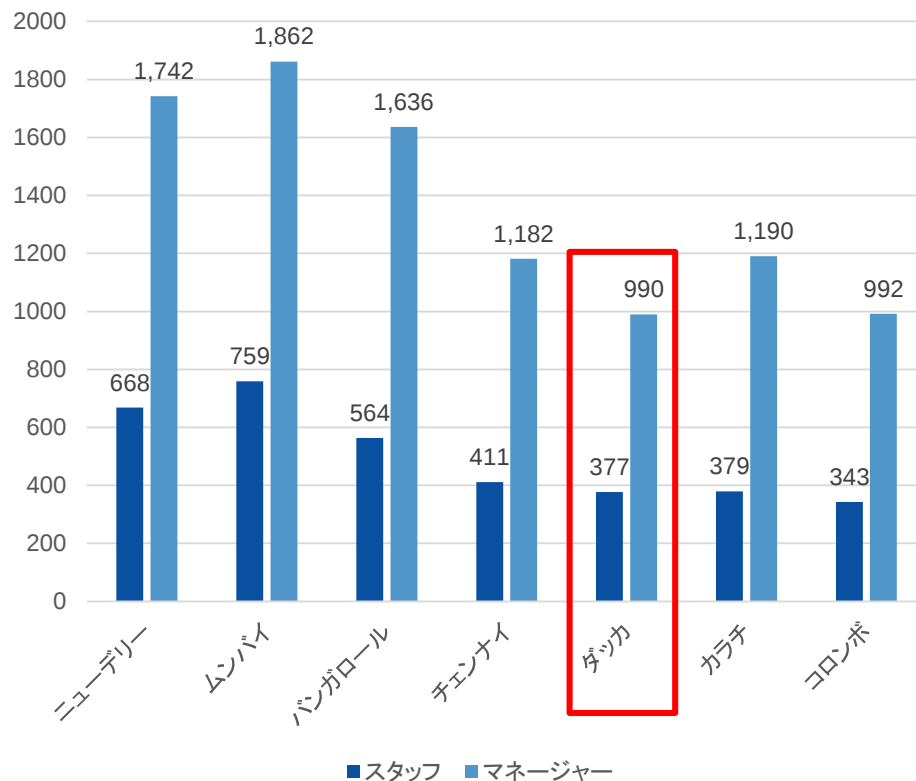
製造業の賃金比較(月額)

単位:米ドル



非製造業の賃金比較(月額)

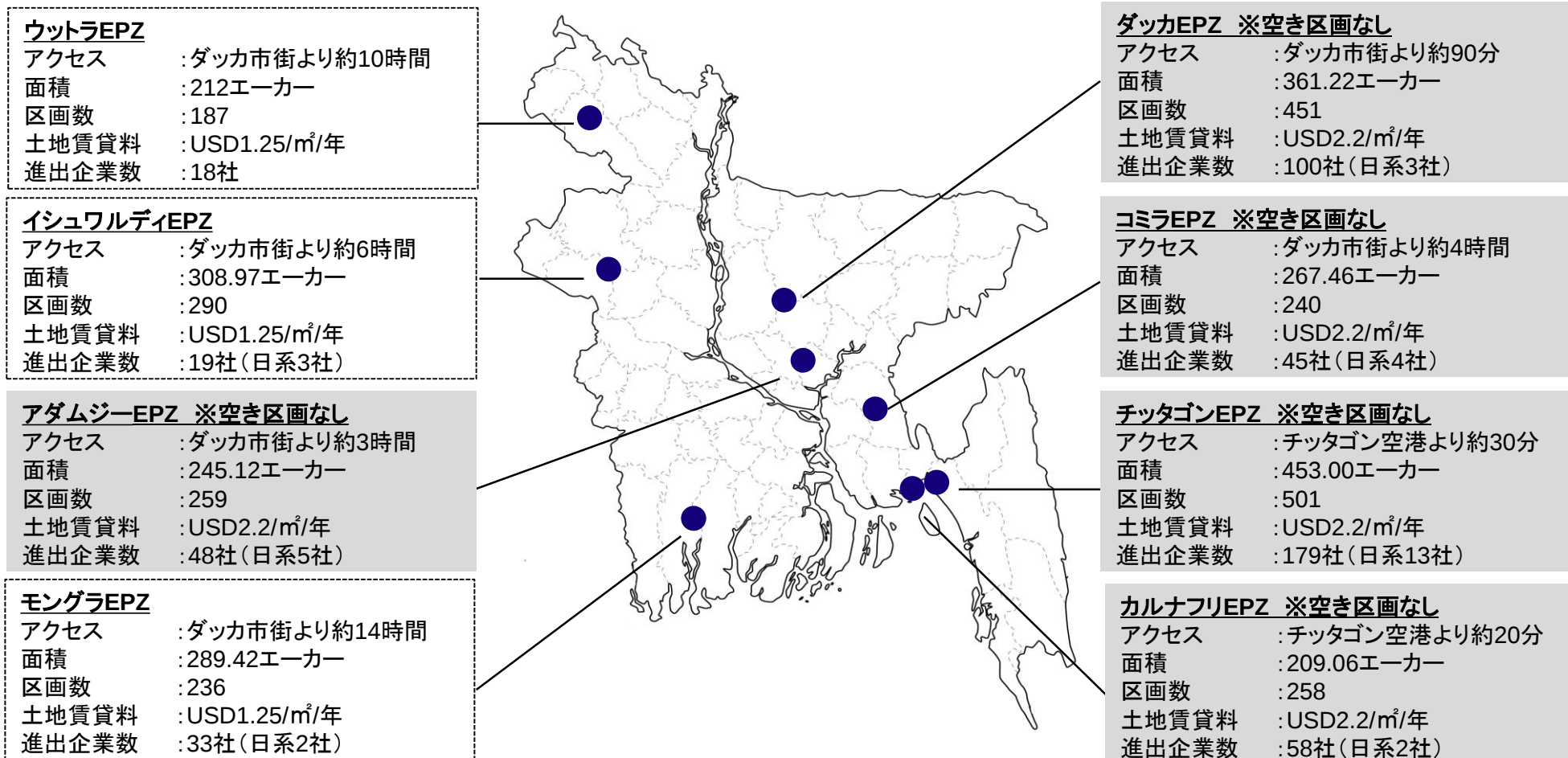
単位:米ドル



(出所)JETRO「主要都市・地域の投資コスト比較」(2020.12時点)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－２】主要工業団地・経済特区～輸出加工区（EPZ）

- バングラデシュ政府が開発・運営する輸出専用の経済特区で国内に8カ所設置。投資恩典も豊富で根強い人気があり、ダッカ・チッタゴン近隣のEPZは空き区画がない状況
- バングラデシュに進出した日系製造業約60社のうち約半数がEPZ内に投資



(出所) BEPZA、JETRO資料(2020年8月時点)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－２】主要工業団地・経済特区～バングラデシュ経済特区

- 住友商事とバングラデシュ経済特区庁(BEZA)による合併会社が、バングラデシュ経済特区の運営を行う予定
- 2020年1月、盛土や堤防、アクセス道路などの造成に関して、BEZAと東亜建設工業が契約を締結

事業概要

開発面積	第一期:約190ha／最大400ha程度まで拡張検討	
立地	ダッカ管区ナラヤングンジ県アライハザール地区 (ダッカ中心部から車で約1時間／走行距離約32km)	
販売形態	50年間土地使用权(販売価格・最少区画サイズ未定)	
株主構成	住友商事株式会社:76% バングラデシュ経済特区庁(BEZA):24%	
特徴	・ 日バG2G案件／周辺インフラ等に円借款370億円供与 ・ 国際水準のインフラが整備されたバ国初の経済特区 ・ One Stop Service Center設置で投資手続き簡素化	
開発予定	2020年8月	BEZAによる盛土工事 着工
	2021年末	合併会社による基礎インフラ工事 着工 正式販売(区画予約・契約) 開始
	2022年末	先行開発区画 竣工
インフラ	電気	・ 受電:超高压基幹電線 230kV ・配電:33kV ・ 変電:専用変電所整備(円借款活用)
	上下水	・ 浄水場:日量3,600m³／第一期 ・ 下水処理場:日量3,000m³／第一期
	洪水対策	・ エリア全体:盛土で海拔6.5mに嵩上げ ・ 周囲:海拔8.0mの堤防整備

アクセス・基本設計



(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－3】税務関連情報①～直接税

■ 税率は頻繁に変更となるため都度確認が必要

法人所得税	対象産業・業種	上場企業の税率	非上場企業の税率
	上場企業/非上場企業(下記除く)	25%	32.5%
	携帯通信業	40%	45%
	金融・保険業	37.5%	40%
	商業用銀行	37.5%	37.5%
	たばこ製造業	45%	45%
※非上場企業が資本金の最低20%の株式を株式公開(Initial Public Offering: IPO)のために移転した場合、その年度は法人税10%減税			
個人所得税	65歳未満の男性	女性および65歳以上の男性	税率
	30万タカ以下	35万タカ以下	無税
	30万超～40万タカ以下	35万超～45万タカ以下	5%
	40万超～70万タカ以下	45万超～75万タカ以下	10%
	70万超～110万タカ以下	75万超～115万タカ以下	15%
	110万超～160万タカ以下	115万超～165万タカ以下	20%
	160万タカ超	165万タカ超	25%
年収により、6段階に分かれている。最低税額は5,000タカ			
源泉徴収税	支払いの種類	適用税率	租税条約による制限税率
	利子	10%	10%
	配当	20%	15%
	ロイヤルティ・技術料	10%	10%
	給料・報酬	累進課税	—
日本とは1991年2月、二重課税防止に関する二国間協定締結			

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成(2021年2月時点)

【Ⅱ－３】税務関連情報②～間接税

■ 税率は頻繁に変更となるため都度確認が必要

付加価値税 (VAT)

✓ 基本的には15%だが、いくつかの場合で異なるケースあり

対象サービス	税率
エアコン付きレストランでの支出	15%
衣類品の購入	5%
スーパーでの購入	5%
車庫および車修理業、造船所、輸送・運搬コンストラクター（石油製品以外）	10%
建設会社、家具の製造、信用格付	7.5%
家具の流通、調達プロバイダー、輸送・運搬コントラクター（石油製品）、入札商品購入、IT対応サービス	5%
土地開発	2%

関税 (Custom Duty)

✓ 品目により補足税、付加価値税などが加算される

課税項目	税率	備考
一般課税	0～25%	5段階に分かれる
調整税	3～35%	課税されない品目あり
補足税	10～500%	地場産業保護の対象品目が高税率（例：掃除機61%、冷蔵庫108%、テレビ61%、果汁飲料108%、インスタントラーメン155%） 課税されない品目あり
付加価値税	15%	課税されない品目あり
前払所得税	2%または5%	課税されない品目あり
前払税	5%	すべての品目が対象

（出所）各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成（2021年2月時点）

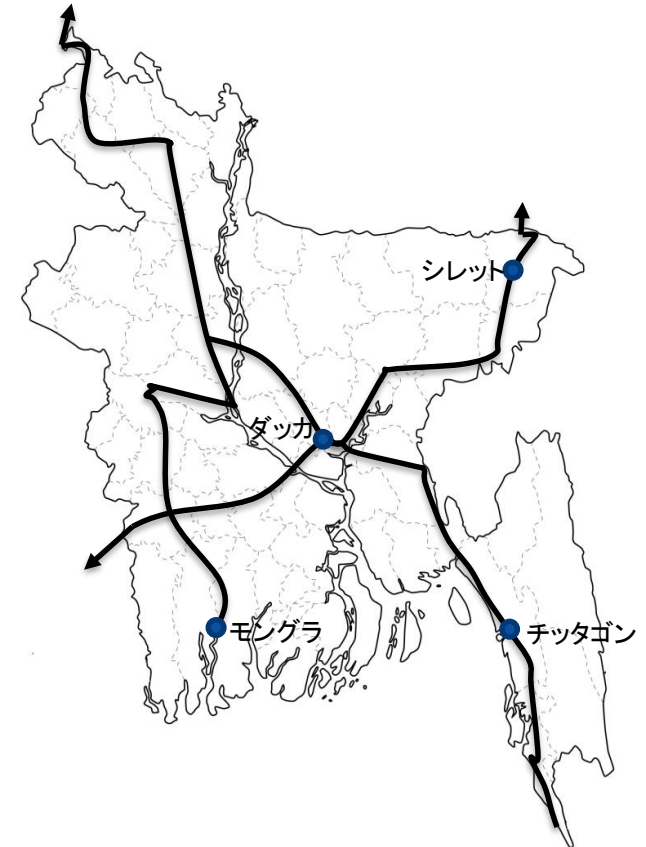
【Ⅱ－4】物流関連情報

- 主要都市間は道路・鉄道等で結ばれているものの、特にダッカ市内やダッカ～チッタゴン間は、渋滞や交通規制により、移動や輸送に長時間を要する

国内の物流環境

道路	・ 港湾とビジネスの中心地はほぼ一般道路によって連結 ・ ダッカ市内とダッカ・チッタゴン間は特に渋滞が激しい
鉄道	・ 鉄道網はおよそ2,800km ・ ダッカ・チッタゴン間では鉄道コンテナサービスの利用が可能 ・ ダッカ・コルカタ間の鉄道あり
航空	・ 国際空港はダッカ、チッタゴン、シレットの3カ所 ・ ダッカから世界の主要都市へ運航。日本との直行便はなく、香港、タイ、シンガポールなどを経由 ・ ダッカ・チッタゴン間は地場航空会社各社が運航
海運	・ チッタゴンとモングラの2都市に港湾あり ・ 商用のほとんどはチッタゴン港を利用。水深が浅く、大型船の入港は不可

バングラデシュのアジアハイウェイ路線



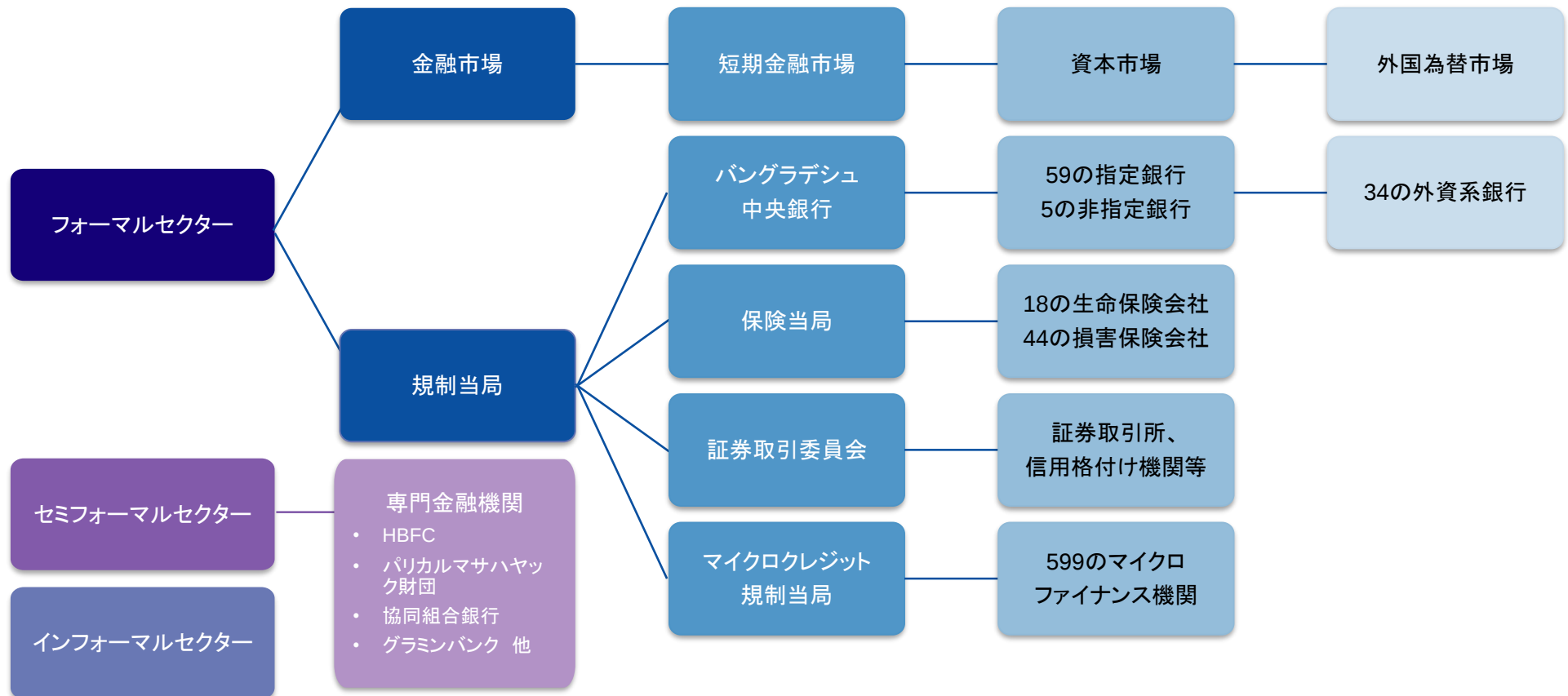
(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

(出所)国土交通省より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－5】金融関連情報

- バングラデシュの金融機関は大きく分けて、フォーマルセクター、セミフォーマルセクター、インフォーマルセクターの3セクターから構成される

金融機関の分類



(出所)バングラデシュ中央銀行より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I . 基礎情報

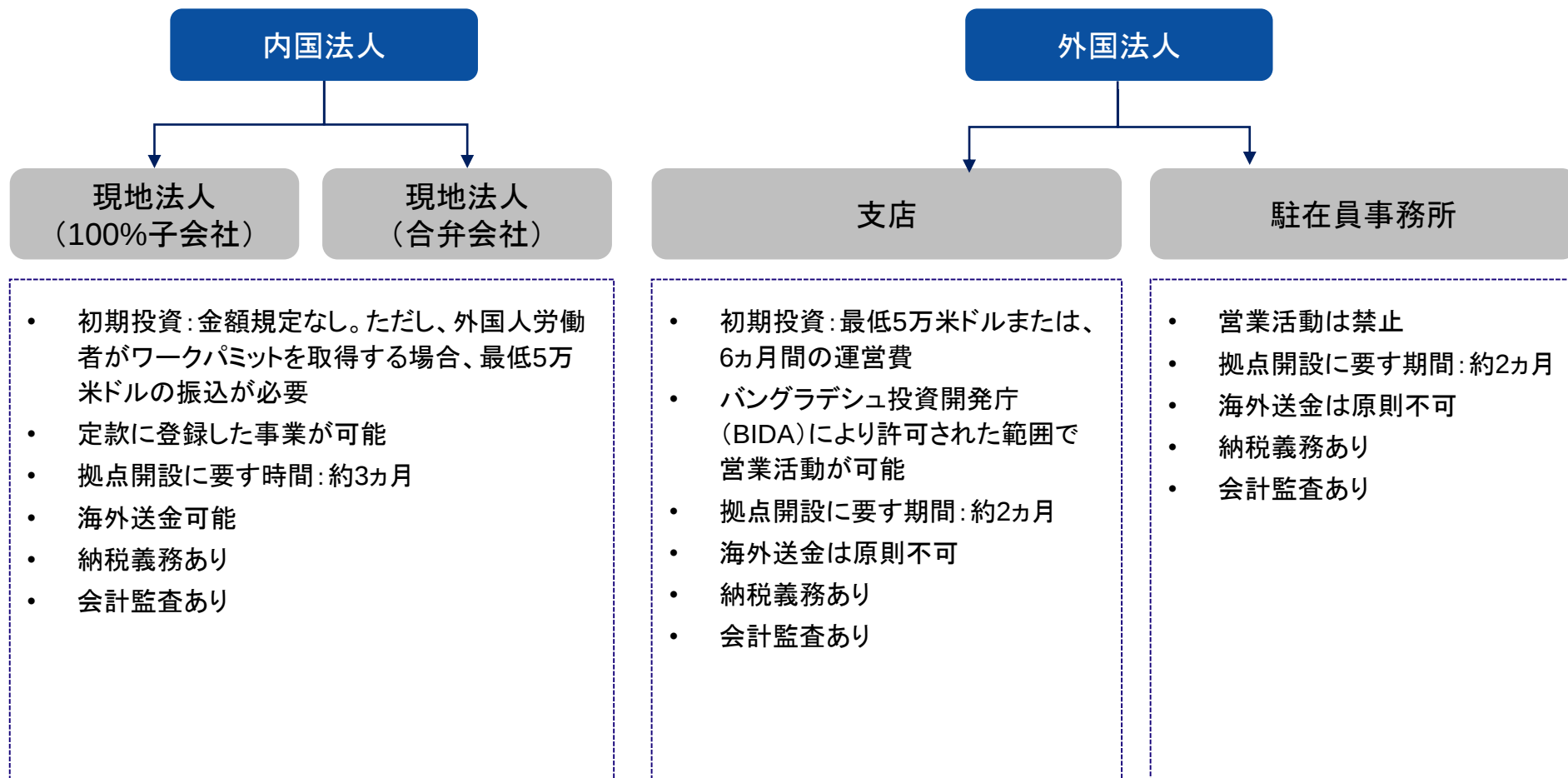
II . 投資関連情報

III . 拠点設立

IV . 各種規制・恩典・参考情報

【Ⅲ－１】進出形態

- バングラデシュでの拠点設立は、現地法人、支店、駐在員事務所の3形態が可能
- 支店・駐在員事務所の開設認可に係る当初の有効期間は3年、その後2年ごとの更新が可能



(出所) 各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－２】拠点設立フロー～現地法人設立スケジュール

■ 現地法人設立にかかる期間は3ヵ月程度が一般的だが、当局対応次第では更に時間を要す可能性あり

	1ヵ月目				2ヵ月目				3ヵ月目			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4週
会社名の決定と登録	◀▶											
定款の作成	↔											
銀行仮口座の開設		↔										
資本金の振り込み				◀▶								
換金証明書(Encashment Certificate)の取得				↔								
商業登記所(RJSC)への登記					↔							
定款サインページの署名								◀▶				
営業許可証(Trade License)の取得								↔				
納税識別認識番号証明証(TIN Certificate)の取得									◀▶			
付加価値税の事業者登録証(VAT Registration Certificate)の取得									↔			
投資庁(BIDA)の登録証の取得										↔		

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－3】撤退

- 現地法人が外国企業出資の子会社の場合、税金を含むすべての負債と費用を支払った後、外国株主は中央銀行の承認を得て国際送金が可能
- 支店・駐在員事務所の閉鎖には、バングラデシュ投資開発庁(BIDA)の承認が必要

撤退方法	概要	ケース
裁判所による清算	裁判所が清算人を選任、強制的に会社の清算を行う手続き	1. 裁判所による清算を行う旨の特別決議がなされた場合 2. 設立報告書の提出を怠った場合または創立株主総会を開催しなかった場合 3. 会社が設立以降1年以内に事業を開始しない場合、または1年以上会社の事業が行われない場合 4. 最低株主数を下回った場合 5. 債務の弁済ができなくなった場合 6. その他裁判所が会社の解散が正当かつ衡平であると判断した場合
任意清算 ①株主による清算 ②債権者による清算	裁判所を介さずに会社の清算を行う手続き	1. 附属定款で定めた会社の存続期間が満了した場合、附属定款で定めた解散事由が発生し、かつ、株主総会において任意清算の普通決議がされた場合 2. 株主総会の特殊決議により会社の任意清算が決定した場合 3. 債務超過により事業継続が困難となり、清算が望ましいと株主総会特別決議により決定した場合
裁判所監督による清算	裁判所の監督のもと任意清算を行う手続き	1. 任意清算が開始した後、株主または債権者による申し立てがあった場合

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【Ⅳ－１】外資規制①～禁止業種、規制業種

- 規制業種については、主に政府の事業認可等が必要。外国資本の合併は民間部門、公共部門とも可能
- 原則、外資100%が可能ながら、業種によっては、出資金額や出資比率についての規制あり

禁止業種(4業種)

1. 武器・弾薬・軍用機器
2. 原子力
3. 植林・森林保護地区の機械的方法による
木材伐採
4. 紙幣印刷・造幣

規制業種(22業種)

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| 1. 深海での漁業 | 13. 航空旅客・輸送業 |
| 2. 銀行・金融業 | 14. 海運業 |
| 3. 保険業 ※外資出資比率は60%まで | 15. 港湾建設 |
| 4. 電力関連 | 16. Voip/IP電話サービス |
| 5. 天然ガス・石油の調査・採掘・供給 | 17. 沿海部で採取される重金属を利用する
産業 |
| 6. 石炭の調査・採掘・供給 | 18. 爆発物製造業 |
| 7. その他鉱物資源関連 | 19. 酸製造業 |
| 8. 大規模インフラ事業 | 20. 化学肥料製造業 |
| 9. 精油 | 21. 産業汚泥および汚泥を原材料として利
用する産業 |
| 10. ガス・鉱物資源を原材料として利用する
中小企業および大企業 | 22. 砕石業 |
| 11. 通信サービス | |
| 12. 衛星放送サービス | |

(出所)JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－１】外資規制②～その他

資本金規制	✓ 原則、金融業以外の業種であれば最低払込資本金の規制はなし。ただし、金融業については、資本金の最低額を以下の通り設定。なお、金融業は政府の特別許可が必要 ・ 銀行：40億タカ ・ 一般保険：4億タカ ・ 生命保険：3億タカ ・ その他特殊保険：1500万タカ ・ それ以外の金融機関：10億タカ ✓ 現物出資による新株発行も認められており、外国投資家が機械設備を現物出資する事例あり
外国人 就業規制	✓ 経営陣も含めた全従業員数に占める外国人の比率は、製造業で5%（1：20）、サービス業で20%（1：5）を超えてはならない
現地人の 雇用義務	✓ 外国投資申請時のバングラデシュ政府による審査基準に、バングラデシュ人雇用の目安として、製造業分野で外国人1人に20人以上、商業分野で外国人1人に5人以上とされている

（出所）JETRO、BOI、BEPZAより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－２】投資誘致制度①～法人税免除

- 輸出志向産業、ハイテク産業、国産天然資源を活用する産業、国産原料に依存する産業などが奨励の対象
- 2019年7月から2024年6月の間に、事業を開始する次の指定産業には、法人税の減免措置が受けられる

指定業種

1	原薬、放射性医薬品	25	組織移植
2	自動車製造業	26	玩具製造業
3	避妊具、ゴムラテックス	27	タイヤ製造業
4	基礎化学製品、化学染料	28	政府官報による通知で指定される業種
5	基礎電子部品（例：抵抗、キャパシタ、トランジスタ、電子回路）	29	インフラ事業
6	自転車製造業（自転車部品も含む）	a	深海港
7	天然肥料	b	高架高速道路
8	バイオテクノロジーを利用した農産品	c	輸出加工区
9	ボイラー（部品も含む）	d	高架道路（フライオーバー）
10	コンプレッサー（部品も含む）	e	ガスパイプライン
11	自動ハイブリッドホフマン・クリーン技術を採用したレンガ	f	ハイテク・パーク
12	コンピューターのハードウェア	g	情報通信技術ビレッジ、またはソフトウェアテクノロジーゾーン
13	家具製造業	h	ITパーク
14	家電機器（ブレンダー、炊飯器、電子レンジ、電子オーブン、洗濯機、電磁調理器、水フィルターなど）	i	大型水処理プラントおよび水供給パイプライン
15	殺虫剤、農薬	j	LNGターミナル
16	石油化学製品	k	携帯電話電波塔
17	医薬品	l	モノレール
18	LEDテレビ	m	都市圏高速鉄道
19	革・革製品	n	再生可能エネルギー
20	携帯電話	o	港（海／河川）
21	プラスチックリサイクル業	p	有料道路・橋
22	バン格拉デシュ産の野菜、果物の加工	q	地下鉄
23	放射能利用産業	r	廃棄物処理プラント
24	繊維機械	s	その他、政府官報による通知で指定されるインフラ施設

製造業に対する減税措置

- 2019年7月から2024年6月までに、市外（Outside of City Corporation）に製造を開始した工場は、製造開始後の10年間20%のタックス・リベートが受けられる
- 2019年7月から2024年6月までに、市内から市外へ移管した工場は、移管後の10年間20%のタックス・リベートが受けられる

経済特区（BEZA）およびハイテクパークの減免措置

- BEZAおよびハイテク・パークデベロッパー会社は以下減税が受けられる
 - ①設立当初の10年間：法人税100%減税、②11年目：法人税70%減税、③12年目：法人税30%減税
- BEZAおよびハイテク・パーク内に設立した企業は次の減税が受けられる
 - ①設立当初の3年間：法人税100%減税、②4年目：法人税80%減税、③5年目：法人税70%減税、④6年目：法人税60%減税、⑤7年目：法人税50%減税、⑥8年目：法人税40%減税、⑦9年目：法人税30%減税、⑧10年目：法人税20%減税

【注意事項】

- 既存ビジネスの再編もしくは分離分割による事業、既存ビジネスで設置された機械や設備の移設による事業は、これら減税措置の対象外
- 既存事業の拡張の場合も、これら減税措置の対象外
- 新規事業を別法人で行う場合には、免税措置を適用
- 免税措置を受けた法人は、免税となった所得の30%以上を免税期間中に再投資しなければならない
- また、会計年度の第4四半期中に、売上げの10%を任意の上場企業に投資しなければならない
- 会計年度ごとに規定された時期に、会計監査報告を行い、所得税申告をしなければならない

（出所）JETRO、BOI、BEPZAより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－２】投資誘致制度②～輸出加工区(EPZ)

- 1980年12月の輸出加工区法(The Export Processing Zone Act)により規定
- バングラデシュ政府は新たなEPZを設定しない代わりに特別経済区(SEZ)を開発中

法人税の免税措置

- ✓ EPZ内の工場で、2012年1月以降に登録した企業が対象
1. [1]ダッカ・チョットグラム地区(ただし、ダッカのナラヤンゴンジ、ガジプールおよびチョットグラムのランガマティ、バンドルボン、カグラチョリを除く)
[2]モングラ、イシュワルディ、ウットラ
対象期間 : 商業生産開始月から[1]5年間[2]7年間
設立当初の2年間 : 法人税100%減税
次の2年間 : 法人税50%減税
次の1年間 : 法人税25%減税
 2. ラジシャヒ、クルナ、シレット、ポリシャル、ランガマティ、バンドルボン、カグラチョリ
対象期間 : 商業生産開始月から7年間
設立当初の2年間 : 法人税100%減税
次の2年間 : 法人税50%減税
次の1年間 : 法人税25%減税

EPZ進出企業への主な優遇措置

- 建築資材、機械、設備、部品等の輸入関税免除
- 原材料の輸入関税および完成品の輸出関税免除
- 二重課税の回避
- 配当課税の免除
- 一般特惠関税制度が利用可能
- 機械および工場に対する加速償却の許可
- ロイヤルティ、技術指導料、コンサルティング料の送金許可
- EU、カナダ、ノルウェー、オーストラリア等への割当無制限の免税措置
- 外資100%による企業進出が可能
- 最恵国待遇を享受
- 海外投資、国内投資の上限なし
- 資本金、配当の本国への送金許可
- 海外からの外貨ローンの自動承認
- 非居住者外貨預金の許可
- 外資と地場の合併、または100%地場資本出資の企業に対する外貨口座運用の許可

(出所)JETRO、BOI、BEPZAより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－2】投資誘致制度③～その他優遇措置

その他の主な優遇措置

1. プラントおよび機械に対する加速償却の適用：1年目80%、2年目20%
2. 輸出向け企業の機械・部品の新規導入、もしくは既存工場の機械入れ替え、規模拡大等に伴う、輸入関税の免除適用（それ以外の産業の場合、輸入機械への適用関税は5%）
3. 海外投資家は二重課税防止条約に基づき二重課税はされない
4. 海外投資家は、ロイヤルティ、技術ノウハウ、技術支援料の海外送金が可能
5. 投資資本、配当の本国送金が可能
6. 撤退時の資産の本国送金が可能
7. 海外資本による100%全額出資が可能
8. 外国（銀行）からの融資の金利に関わる課税免除
9. 投資家に対するマルチプル（複数回入国可能な）ビザの交付
10. 本国送金可能な配当の再投資は、新規投資とみなす
11. 50万米ドルの投資もしくは認可金融機関への100万米ドルの預金（本国送金不可）を条件とする、市民権付与
12. 7万5,000米ドルの投資（本国送金不可）を条件とする、永住権付与
13. 上場企業株式の売買に伴う、キャピタルゲイン課税の免除適用

IT・ソフトウェア会社

1. 法人税免除（2024年6月まで）
2. 外資の場合も法人税免除（2019年6月まで）
3. 政府はIT産業のために、工業地区（ハイテク・パーク）の建設をガジプールのKaliakoirに開始予定
4. IT産業のハイテクパーク、ICTビレッジまたはソフトウェア技術ゾーン、ITパーク等に設立した場合、10年間法人税免除

輸出指向産業、輸出関連産業

1. 機械および部品の輸入関税が1%
2. 保税倉庫の利用および見返り信用状開設が可能
3. 関税還付制度あり
4. 取消不能信用状、確認信用状、売買契約書に対する90%相当額の融資
5. 「みなし輸出者」との連携支援
6. 輸出指向産業は、バングラデシュ中央銀行の外国為替規制に基づき、広告活動、海外拠点の開設、国際展示会への参加等のために、案件ごとの追加外国為替割り当てがある
7. 手工業および家内産業による輸出収益には、所得税を免除。その他の産業については、所得税の割り戻しが受けられる
8. 輸入禁止・制限リスト掲載品目でも、輸出品の生産に必要な素材であれば、輸入が許可される
9. 輸出品のための一定量の免税サンプルの輸入は、関連する政府方針に基づき許可される
10. 外貨建て信用状で決済される国内産業、PJIに対する国産品の供給は間接輸出とみなされ、すべての優遇措置が受けられる
11. 財務保証制度あり
12. EPZ内企業の製品の10%は外貨建て信用状で決済され、所定の税金支払を条件に、国内一般関税地域への輸出が認められる
13. EPZ外の100%輸出指向産業は、所定の税金の支払いを条件に、製品の20%を国内での販売が認められる
14. 政府が「奨励産業」に認定した輸出指向産業は、特別措置やベンチャーキャピタル支援を受けられる

【Ⅳ－３】会社法①～株主の権利と株式種類

- バングラデシュ会社法は1994年に制定。基本的にイギリス法を継承しており、基本的な概念や構造はイギリス法に基づいている
- 優先株式については償還優先株式以外にも各種設計は可能とされるが、実務上の取り扱いは少ない

バングラデシュ会社法上の株主の権利

自益権

- 会社から利益配当や残余財産の分配その他の利益を受ける権利

共益権

- 会社の運営に係る権利
- 株主総会決議や少数株主権の行使という形で実現
- 共益権の一部として、少数株主の保護について規定（株主総会招集請求権・決議取消請求権）

発行可能な株式の種類

普通株式

- 日本の普通株式と同様、持株比率に応じて配当を受領する権限や、株主総会における議決権を有する株式

優先株式

- 会社定款に定めることで、強制償還条項付または償還請求権付の株式を発行可能
- 償還に関する詳細な条項は、附属定款により定めることが可能

（出所）各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－３】会社法②～組織形態と株主数

- バングラデシュ会社法上、非公開会社の場合は2名以上の株主、公開会社の場合は7名以上の株主を設置することが義務付けられている
- 日本企業が現地法人を開設する際に最も一般的なのは、非公開会社形態の株式有限責任会社
- 他のイギリス法系諸国と同様、保証有限責任会社はほとんど利用されておらず、実在する会社のほとんどが株式有限責任会社

株式有限責任会社		保証有限責任会社	無限責任会社
公開会社	非公開会社		
株主人数が7名以上で上限はなく、取締役人数3名以上の任命などの規定のある会社	株式譲渡の制限があり、株主数は2名～50名以下とされており、取締役人数2名以上の任命などの規定のある会社	定款で定められた規定に従って、会社の清算時に、株主（または1年以内に株主であった者）が会社財産に対して一定金額の保証を負う会社	株主が責務に対して、無限責任を負う必要がある会社

（出所）各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－３】会社法③～株主総会

■ 役員選任や決算書の承認、配当、増減資などの重要事項は、取締役会でなく株主総会にて決議

株主総会の種類	創立総会	・ 創立総会は、会社成立後6ヵ月以内に開催することが求められる。会社役員の任命や株式数の決定等の決議が行われる ・ 非公開会社は開催の必要なし
	定時株主総会	・ 原則として年1回かつ前回の株主総会から15ヵ月以内に（ただし、最初の定時株主総会は会社設立から18ヵ月以内）開催、決算報告や事業報告、取締役の選任等の決議が行われる
	臨時株主総会	・ 必要に応じて開催され、開催の目的とされた事項を決議
招集		・ 株主総会の招集は原則として取締役会が決定。附属定款に別段の定めなければ、発行済株式総数の10%以上の株式を有する株主の請求があった場合、取締役は臨時株主総会を招集しなければならない。また、発行済株式総数の10%以上の株式を有する2名以上の株主は、共同で臨時株主総会の招集が可能 ・ 株主総会の招集は、開催日の21日前までに行う（2020年改定会社法）
開催場所		・ 会社法上、株主総会の開催場所に関する規定は存在しない
定足数		・ 附属定款で別段の定めなければ、株主数6名以下の非公開会社においては2名、株主数7名以上の非公開会社においては3名、その他の会社については5名

（出所）各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－３】会社法④～議決権と権利

- 会社法における株主総会決議の種類は、普通決議、特別決議の２種類
- 普通決議は、出席株主の過半数の賛成が得られた場合に成立し、特別決議は出席株主の4分の3以上の賛成が得られた場合に成立

		普通決議	特別決議
成立 要件	主な 決議 事項	過半数の賛成	4分の3以上の賛成
		- 取締役の選任 - 取締役の報酬 - 監査役の選任 - 監査役の報酬 - 会計監査人の選任 - 決算書の承認 - 配当	- 会社清算に伴う債権者と会社の間 の合意事項の決定 - 裁判所の監督の下での任意解散 - 任意解散の場合の債権者への弁済 または債権者との和解等の承認 - 株主である取締役の解任 - 債務超過による事業継続の停止 - 商号の変更 - 基本定款上の事業目的の変更 - 附属定款の変更 - 資本金の減少 - 未払込分の資本金について払い込 みを受けない旨の決定 - 取締役の責任の無限化 - 検査役の選任 - 監査役の解任 - 裁判所による解散 - 任意解散 - 清算人による株式の買取等

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－3】会社法⑤～役職

取締役	<table border="1"> <tr> <td>人数</td><td>非公開会社:2名以上 公開会社・公開会社の子会社である非公開会社:3名以上</td></tr> <tr> <td>国籍・居住地</td><td>規定なし</td></tr> <tr> <td>選任・解任</td><td>選任:株主総会普通決議 解任:株主総会特別決議</td></tr> <tr> <td>任期</td><td>最長3年</td></tr> <tr> <td>取締役会の開催頻度</td><td>3ヵ月に1回(毎期最低4回) 附属定款で規定すれば、電話会議またはテレビ会議形式での開催も可能</td></tr> </table>	人数	非公開会社:2名以上 公開会社・公開会社の子会社である非公開会社:3名以上	国籍・居住地	規定なし	選任・解任	選任:株主総会普通決議 解任:株主総会特別決議	任期	最長3年	取締役会の開催頻度	3ヵ月に1回(毎期最低4回) 附属定款で規定すれば、電話会議またはテレビ会議形式での開催も可能
人数	非公開会社:2名以上 公開会社・公開会社の子会社である非公開会社:3名以上										
国籍・居住地	規定なし										
選任・解任	選任:株主総会普通決議 解任:株主総会特別決議										
任期	最長3年										
取締役会の開催頻度	3ヵ月に1回(毎期最低4回) 附属定款で規定すれば、電話会議またはテレビ会議形式での開催も可能										
業務執行取締役	業務執行を行う取締役(マネージングディレクター)。公開会社もしくは公開会社の子会社の場合、他社の業務執行取締役を選任することはできない。任期は5年で延長が可能										
監査役	日本における会計監査人に相当する役職で業務監査権限を有せず、バングラデシュでは会社の規模・業種を問わず外部監査が必須とされており、すべての会社は監査役の設置が必要 <table border="1"> <tr> <td>被選資格者</td><td>勅許会計士または会計事務所</td></tr> <tr> <td>選任・解任</td><td>選任:株主総会普通決議 解任:株主総会特別決議</td></tr> <tr> <td>任期</td><td>1年(再任が原則)</td></tr> <tr> <td>報酬の決定</td><td>株主総会普通決議</td></tr> </table>	被選資格者	勅許会計士または会計事務所	選任・解任	選任:株主総会普通決議 解任:株主総会特別決議	任期	1年(再任が原則)	報酬の決定	株主総会普通決議		
被選資格者	勅許会計士または会計事務所										
選任・解任	選任:株主総会普通決議 解任:株主総会特別決議										
任期	1年(再任が原則)										
報酬の決定	株主総会普通決議										
会社秘書役	文書管理、株主管理、法令遵守等に関する責任者および管理者で、会社秘書役の設置義務はなし。コンプライアンスを重視する企業などが任意で設置										

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－3】会社法⑥～配当

- バングラデシュ会社法において、配当の支払いに関する手続きおよび配当可能限度額に関する明示的な定めは存在しないが、期末配当と中間配当を支払うことが可能
- 配当金の国外への送金については、バングラデシュ中央銀行の事前承認は不要
- 日本は1991年、二重課税防止に関する二国間協定（二国間租税条約）を締結済

配当実行の留意点

配当 限度額	・ 配当可能限度額に関する明示的な定めは存在しないが、期末配当と中間配当を支払うことが可能
中間配当	・ 中間配当については、取締役会においてその旨を決議した後、株主総会決議により当該中間配当の支払いが承認される必要あり
期末配当	・ 期末配当を行うには、取締役会においてその旨を決議し、期末配当の金額を事業報告に記載したうえで、定時株主総会の承認を得る必要あり

配当税に関する税務上の留意点

配当税	・ 法人20%（最高税率）、租税条約締結済国の法人15%。配当を支払う法人の25%以上の株式を有する場合は10%
	・ 個人10%、TIN（納税者証明書）がない場合15%。バングラデシュ国外居住の外国人30%（最高税率）

（出所）各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－４】為替管理制度①～貿易取引

決済	- 一般的に、米ドルが主要決済通貨。ユーロや日本円での決済の場合、相手企業との要相談 - バングラデシュ、インド、イラン、ネパール、パキスタン、スリランカ、ミャンマー、ブータンの間で行われる取引では、アジア決済同盟(ACU)メカニズムを通じた決済も可能 - 相殺決済(ネッティング)は認められていない
輸入決済	- 原則として、信用状(L/C)決済が基本 - 信用状認可書は発行月／登録月(バングラデシュ中央銀行に登録した場合)から1年間の送金に有効 - 信用状に基づく、輸入代金の決済は一覧払いベース。ただし、品目によりユーザンス期間が認められる - 資本機械(360日以内)、石油タンカーを含む船舶(360日以内)、産業用原材料(180日以内)、農業用器具および化学肥料(180日以内)、救命薬品(90日以内)
輸出決済	- 輸出代金の回収期間は、船積み日から原則4ヵ月以内(超える場合は中央銀行の許可が必要)。輸出船積みは、信用状認可書の登録日から機械・部品の場合は17ヵ月以内、それ以外の品目の場合は9ヵ月以内。信用状の開設は、信用状認可書の登録日から150日以内 - 特定の輸出に関して、バングラデシュの輸出者が海外の輸入者または代理人に支払う手数料、仲介料、その他の取引料は、物品の価格の最大5%とし、関連の荷為替手形金額もしくは販売代金から控除すること、あるいは代金全額を受領した後に、バングラデシュから送金可能 - 例外的なケースの場合、または特定の業種に関して、5%を超える手数料をインボイス価格から控除して支払うことが慣習となっている場合、バングラデシュ中央銀行は輸出者が銀行を通じて行う申請を検討し、インボイス価格の5%を超える手数料の支払いを継続的に許可する認可を付与できる
外貨保有率	- 輸出加工区に進出している外資系企業は、輸出で得た外貨を外貨建て預金口座に100%保持可能 - 輸出加工区以外の企業の場合、輸出で得た外貨の50%まで保持可能。ただし、ソフトウェア事業者は50%、国内付加価値の低い商品輸出(縫製品や電子製品など)は10%、サービス業者は5%のみ保持することが可能

(出所)JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－４】為替管理制度②～貿易外取引

給与の 海外送金	外国人は、政府によって許可を得ているサービス契約に記載されている給与の75%までを海外へ送金可能
外貨支払 (運賃、保険料な どサービス役務、 仲介貿易)	・ 自国保険主義。商業省の事前承認を得ずにCIFベースでの輸入は認められない ・ 信用状の開設に先立ち、必要な保険証をシャダラン・ビマ・コーポレーション(国営保険公社)、またはその他のバングラデシュの保険会社から取得しなければならず、物品の輸入は通常、C&F、CFR、FOBベースで行う ただし、次の場合はCIFベースが認められる 1. 外国の資金提供国と締結した借款契約／プロジェクト契約において、CIFベースでの輸入が規定されている場合 2. 海外に居住するバングラデシュ国民が自ら稼得した外貨で物品を送る場合 3. 外国の投資家が自己資本で重要機械や原料を送る場合
ロイヤルティ	・ バングラデシュ中央銀行の事前承認を要さないロイヤルティ、技術料／技術支援料の支払額の上限は、前年度売上高の6%(新プロジェクトについて輸入機材の費用の6%)までとされており、6%を超過する場合は事前承認が必要 ・ ロイヤルティ金額の10%(最高税率)が課税される
外為 申告	・ バングラデシュ入国者は、到着時に外貨および宝飾品(FMJ)フォームで申告を行うことで外貨の持ち込みが可能。5,000米ドルまでは申告不要。非居住者が申告した外貨額、または申告不要な5,000米ドルまでの外国為替については、出国時に自由に持ち出しが可能

(出所)JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－5】貿易制度①

■ 管轄官庁は、商業省と輸出入管理長官事務所

輸入に関わる管理制度

- 輸入業者は「営業許可証(Trade License)」を取得し、さらに認可された商工会議所または貿易協会への会員登録のうえ、両機関のいずれかが発行する「輸入登録証明書(Import Registration Certificate:IRC)」の取得が必要
- 原産地がイスラエルの物品は輸入禁止。イスラエル船籍を利用した第三国商品輸入も禁止
- 輸入禁止品目および規制品目は以下の通り

禁止品目

- 一部のバングラデシュの領土を示す地図等
- ホラー漫画ならびに猥褻物および破壊的文献等
- 宗教的感情や信条を踏みにじるような内容を含む書籍、新聞等
- 中古品、再生品等
- 再生中古品の事務機器、コピー機等
- 宗教的感情や信条を傷付けるような物品
- 猥褻な写真、文章、題名、可視的表現を含む物品
- 生きている豚、および豚から作られた物すべて
- 産業汚泥スラッジおよび肥料等
- 廃棄物
- 騒音公害防止のために75db以上の自動車用の警笛
- 残留性有機汚染物質に関するPOPS条約の化学農薬および産業用薬品

規制品目

- エビ
- 香辛料等
- 大麻等
- HSコード13.02の品目
- ぶどう酒粕およびアーゴル
- 重油
- 石油ガスおよびその他のガス状炭化水素
- 石油残留物を含む品目
- サイクラミン酸ナトリウム
- イソチオシアン酸アリル(人工芥子油)
- HSコード38.08の品目
- 一部魚網(刺し網)
- PP/PEの袋
- 三輪自動車部品
- 車両
- 自動車中古部品
- モーターバイク
- ガラス注射器
- けん銃
- その他の武器
- その他銃・弾薬等

輸出に関わる管理制度

- 輸出業者は認可された商工会議所または貿易協会への会員登録の上、両機関のいずれかが発行する「輸出登録証明書(Export Registration Certificate:ERC)」の取得が必要
- イスラエル、セルビア、モンテネグロ、旧ユーゴスラビア諸国への輸出禁止。イスラエル船籍による物品輸出も認められない
- 輸出禁止品目および規制品目は以下の通り

禁止品目

- 一部石油および石油製品
- ジュート種子およびサンヘンブ種子
- 小麦
- 生きている動物全種および同種の臓器・皮
- 武器、弾薬、爆発物およびその成分
- 核分裂物質
- 考古学的希少品
- 人間の骨格および血液等
- 加工品を除くあらゆる豆類
- 冷凍・冷蔵および加工品を除くエビ
- タマネギ、ニンニクおよびショウガ
- 一部のエビ
- 籐、木材粉末全種
- カエル全種およびカエルの足
- 原革およびクロムなめし革
- 大豆油、パーム油
- コメ
- 61/70(Count/Poundサイズ)

規制品目

- 尿素肥料
- 音楽、ドラマ、フィルム、ドキュメンタリーフィルム等
- 石油および石油製品(ナフサ、燃料油、潤滑油、瀝青等)
- 化学兵器禁止令2006の第1、2、3号リストに記載されている化学品
- 砂糖
- ヒルサ(ニシン科の魚)
- 香り米
- 商業目的の個人または団体の農場で育ったワニの革および肉

【Ⅳ－5】貿易制度②～WTO・他協定加盟状況

二国間 協定

✓ 自由貿易協定(FTA)ではなく、二国間貿易の促進を目的とした総合的な協定

アルバニア	韓国	クウェート	フィリピン	UAE	リビア	ベラルーシ
アルジェリア	ハンガリー	マレーシア	セネガル	ベトナム	ケニア	ブラジル
ブータン*1	インド	マリ	スリランカ	カンボジア	南アフリカ	ウズベキスタン
ブルガリア	インドネシア	ミャンマー*2	タイ	ジンバブエ	ポーランド	ウクライナ
中国	イラン	ネパール*3	トルコ	スーダン	ドイツ	
チェコ	イラク	パキスタン	ウガンダ	モロッコ	ルーマニア	

*1特惠貿易協定(PTA) *2国境貿易に関する協定 *3中継貿易に関する協定

多国間 協定

世界貿易機関 (WTO)

イスラム諸国会議機構(OIC)

アゼルバイジャン、ヨルダン、アフガニスタン、アルバニア、UAE、インドネシア、ウズベキスタン、ウガンダ、イラン、パキスタン、バーレーン、ブルネイ、バングラデシュ、ベナン、ブルキナファソ、タジキスタン、トルコ、トルクメニスタン、チャド、トーゴ、チュニジア、アルジェリア、ジブチ、サウジアラビア、セネガル、スーダン、シリア、スリナム、シエラレオネ、ソマリア、イラク、オマーン、ガボン、ガンビア、ガイアナ、ギニア、ギニアビサウ、パレスチナ、コモロ、キルギス、カタール、カザフスタン、カメルーン、コートジボワール、クウェート、レバノン、リビア、モルディブ、マリ、マレーシア、エジプト、モロッコ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、ナイジェリア、イエメン

南アジア地域協力連合(SAARC)

インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタン

BIMSTEC(ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ)

インド、タイ、ブータン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ミャンマー

APTA(アジア太平洋貿易協定)

インド、韓国、中国、スリランカ、バングラデシュ

イスラム開発協力会議(D8)

トルコ、イラン、パキスタン、バングラデシュ、マレーシア、インドネシア、エジプト、ナイジェリア

(出所)JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－6】資金調達

- 外資企業による地場銀行からの資金調達は、融資時の担保提供や金利水準の高さから利用は少ない
- バングラデシュ中央銀行は2021年1月、親子ローンの規制緩和に関する通達を発出。利用対象にサービス業が加わり、運転資金について操業6年以内の企業まで対象が拡大(詳細、下右図)

地場銀行からの国内における資金調達

EPZ以外の外国企業	✓ タカ建てであれば、中央銀行の許可なく、商業銀行から融資利用が可能 ✓ 借入限度額は総資本(払込済み資本＋準備金)の50%
EPZ内の外国企業	✓ 原則、製造業のみが対象 ✓ 100%外資、外資と地場との合併の企業： ・ タカ建てであれば、商業銀行からの融資利用が可能 ・ 借入限度額は総資本(払込済み資本＋準備金)の50% ✓ 100%地場資本の企業： ・ 商業銀行からの融資利用が可能

親子ローンによる海外からの資金調達

対象業種	✓ 製造業、サービス業(貿易業は対象外)
対象用途	✓ 操業6年以内の場合の運転資金 ✓ 設備投資にかかる資金
金利条件	✓ 外貨建て：年間3%上限
返済	✓ 更新・延長可能(最長3年間)
その他	✓ 資金調達手段が地場金融機関で確保できていない場合に限定 ✓ 借入・返済時のいずれも中央銀行による事前承認は必要なし(事後報告は必要) ✓ 製造業に限り、緊急の必要性がある場合、返済時に金利のない親子ローン(1年間)も可能

(出所)JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅳ－７】不動産関連規制

- 1950年国家収用および賃借法(State Acquisition and Tenancy Act,1950)において、個人または企業による土地の所有について定められている

不動産の 所有権	✓ 個人の土地・不動産の所有権が認められている。実際の運用にあたっては、1950年国家収用および賃借法により、特定の個人または企業による33エーカー以上の土地所有は禁止。他人を名義人として用いた場合も同様に禁止 ✓ 1984年土地改革法では農地取得に関して、21エーカーを土地取得の上限として規定 ✓ 登録済みの産業プロジェクトについては、政府から特別に土地を取得することが可能
外国企業の 所有権	✓ 外国企業でも会社登記すれば、土地を所有することが可能。土地購入にかかる手続きは以下の通り ・ 土地総額の3～5%相当の収入印紙の購入(所在地によって異なる) ・ 土地総額の3～5%相当の税の納入 ・ 土地総額の1～4%相当を登記手数料として預託 ✓ 輸出加工区(EPZ)については30年間の長期使用权のみ認められている。1㎡あたりの使用料(2020年8月時点)は以下の通り ・ チョットグラムEPZ、ダッカEPZ、コミラEPZ、アダムジーEPZ、カルナフリEPZ : 2.20米ドル／年 ・ モングラEPZ、イシュワルディEPZ、ウットラEPZ : 1.25米ドル／年 ・ EPZ内の賃貸工場 : 1.60～2.75米ドル／月
外国人の 所有権	✓ 外国人個人の土地所有は認められていない

(出所)国土交通省「海外建設・不動産市場データベース」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

©2021 株式会社みずほ銀行

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。